

第10回孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム幹事会 議事次第

令和5年1月25日（水）
15:00～16:00
（オンライン開催）

1. 開会

2. 議題

（1）担当幹事からの報告

- ・広報、シンポジウム 各担当幹事から報告 など

（2）分科会等

- ・分科会3状況報告
- ・令和5年度分科会テーマについて
- ・孤独・孤立対策強化月間（週間）等の設定について など

（3）総会について

- ・議題案、関連イベント案 など

3. その他

【内閣官房から】

- ・令和5年度予算案について
- ・重点計画について
- ・孤独・孤立対策の今後の更なる推進方策について など

4. 閉会

【配付資料】

- 資料1 第3回シンポジウム開催報告（分科会2関係）
- 資料2－1 分科会3関連
- 資料2－2 令和5年度分科会テーマについて
- 資料2－3 孤独・孤立対策強化月間（週間）等の設定について
- 資料3－1 令和4年度孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム総会・関連イベント等について（案）
- 資料3－2 令和4年度事業報告（案）
- 資料4－1 令和5年度予算案
- 資料4－2 孤独・孤立対策の重点計画（概要・本文編、令和4年12月26日決定）
- 資料5 孤独・孤立対策の今後の更なる推進方策について

令和5年1月25日

第10回 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

幹事会(オンライン)参加団体

団体名	出席者 (⇒代理出席又は欠席)	幹事会 へ一任
全国社会福祉協議会	清家 篤(せいけ・あつし)会長 ⇒代理出席 高橋良太 地域福祉部長	—
全国社会福祉法人経営者協議会	磯 彰格(いそ・あきただ)会長 ⇒代理出席 宮内良樹 法人振興部副部長	—
認定NPO法人日本NPOセンター	吉田 建治(よしだ・けんじ)事務局長	—
NPO法人新公益連盟	白井 智子(しらい・ともこ)代表理事 ⇒代理出席 井澤徹 孤独・孤立担当	—
NPO法人あなたのいばしょ (SNS相談コンソーシアム)	大空 幸星(おおぞら・こうき)理事長	—
NPO法人自殺対策支援センターライフリンク	清水 康之(しみず・やすゆき)代表 ⇒代理出席 根岸親 副代表	—
一般社団法人 日本いのちの電話連盟	堀井 茂男(ほりい・しげお)理事長 ⇒代理出席 小西慶直 孤独・孤立相談プラットフォーム事務担当	—
一般社団法人 社会的包摂サポートセンター (よりそいホットライン)	遠藤 智子(えんどう・ともこ)事務局長	—
一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク	奥田 知志(おくだ・ともし)共同代表	—
認定NPO法人 全国子ども食堂支援センター・むすびえ	湯浅 誠(ゆあさ・まこと)理事長 ⇒代理出席 和田裕平 プロジェクトメンバー	—
一般社団法人 全国フードバンク推進協議会	米山 広明(よねやま・ひろあき)代表理事	—
認定 NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ (シングルマザーサポート団体全国協議会)	赤石 千衣子(あかいし・ちえこ)理事長	—
NPO法人全国女性シェルターネット	北仲 千里(きたなか・ちさと)共同代表	—
NPO法人子育てひろば全国連絡協議会	奥山 千鶴子(おくやま・ちづこ)理事長	—

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 第3回シンポジウム開催報告書

1. 開催概要

孤独・孤立対策官民連携プラットフォームでは、孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動を行うためシンポジウムを令和4年12月に開催した。第3回は、分科会2で議論された課題および対策案を踏まえつつ、「孤独・孤立が生まれやすい社会における、各セクターの役割と連携」に関して、NPO・自治体関係者・有識者で議論を行った。

シンポジウムタイトル:

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 第3回シンポジウム「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政(国、地方)・民間・NPO等の役割の在り方」

開催趣旨:

- ・ 現在の日本社会は、人口減少、単独世帯・非正規労働者の増加、地域社会の変容(社会的交流や助け合う関係の減少)、個人が抱える生活課題の多様化・複合化等に直面し、孤独・孤立が生まれやすい状況に置かれている。また、8050問題やヤングケアラー、生活困窮者の増加等の社会問題化は、家族や雇用、地域社会のつながり・支え合いの機能が低下するなか、介護保険制度や子育て支援が十分な社会の支えとなれていないことを示唆する。
- ・ 困りごととは一度抱えると複合的な困難さが雪だるま式に増えやすく、結果対処不能となり孤独・孤立に陥ることが想定される。分科会2では、こうした「緊急事態」に対してどのような支援が届けられるか、どのような支援や社会の環境整備が「日常」を支えられるかをテーマに、「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政(国、地方)・民間・NPO等の役割の在り方」を議論した。本シンポジウムでは、「制度内」、「制度外」、「制度内外の境界」に応じた各主体間の役割と連携の姿、今後の方策を考察する。

開催日時: 令和4年12月20日(火) 13:00～15:30

開催形式: ZoomウェビナーによるWeb会議形式

参加者の視聴形式: 孤独・孤立対策担当室(内閣官房)YouTubeチャンネルにて、ライブ配信

事前登録者数: 302名

ライブ配信視聴者数: 190名

累計動画再生回数: 701回(令和4年1月13時点)

プログラム

時間	コンテンツ	登壇者
13:00	開会挨拶	・内閣官房孤独・孤立対策担当室 室長/山本麻里氏
13:10	「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」と「分科会」の紹介	・内閣官房孤独・孤立対策担当室 参事官補佐/吉川晃氏
13:20	分科会2の紹介: 現在の議論内容の報告	・全国社会福祉法人経営者協議会 事務局/宮内良樹氏
13:40	パネルディスカッション 「孤独・孤立が生まれやすい社会における、各セクターの役割と連携」	【モデレーター】 ・内閣官房孤独・孤立対策担当室 政策参与/大西連氏 【パネリスト】 ・社会福祉法人全国社会福祉協議会 地域福祉部長/全国ボランティア・市民活動振興センター長/高橋良太氏

		・特定非営利活動法人日本NPOセンター 事務局長/吉田建治氏 ・座間市 市長/佐藤弥斗氏 ・北海道大学大学院 保健科学研究所 創成看護学分野 地域看護学・公衆衛生看護学教室 教授/田高悦子氏
15:25	閉会	事務局

2. 各コンテンツの概要

2-1.「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」と「分科会」の紹介

孤独・孤立対策官民連携プラットフォームは、コロナ禍で顕在化した孤独・孤立の問題に対処するため、官・民・NPO等の取組の連携強化の観点から、全国的な各種相談支援機関やNPO等の連携基盤として令和4年2月に設立した。実施している複合的・広域的な連携強化活動、孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動、情報共有、相互啓発活動等について説明があった。

複合的・広域的な連携強化活動の一つとして分科会を開催していることの説明があった。分科会は、孤独・孤立対策に係る課題等のテーマごとに、必要に応じて会員の一部から構成され、現状や課題の共有、対応策等について議論することを趣旨としている。「孤独・孤立対策を推進する上での基本となる事項であり、かつ会員間で共通する課題である事項」として、分科会1は「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方」、分科会2は「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政(国、地方)・民間・NPO等の役割の在り方」、分科会3は「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」をテーマとしている。

分科会は孤独・孤立対策の重点計画における基本方針の柱に沿って議論が行われること、また「経済財政運営と改革の基本方針2022」の孤独・孤立対策における取組の記載について説明があった。

最後に「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」のロゴマークの決定と会員募集について共有があった。

2-2.分科会2の紹介:現在の議論内容の報告

分科会2では、「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政(国、地方)・民間・NPO等の役割の在り方」多様な主体が当事者や家族等への支援に関わることにより、切れ目なく息の長いきめ細やかな支援や、地域における包括的支援を推進するため、各主体の役割や責務、各主体間の連携の在り方を整理してきたことの説明があった。

中間整理報告概要

- ・前提となる社会背景として、「孤独・孤立」が生まれやすい社会になっていること、家族、雇用、地域社会のつながり・支え合いの機能が低下していることが挙げられる。
- ・それに対応して、「課題解決型の支援」と「つながり続けること」を両立させることがセーフティネットの構築であり、緊急時対応のみならず「日常生活環境における対応」が予防や早期対応の観点からも重要。
- ・「課題解決型の支援」や「つながり続けること」を担っていくためには、専門家や非専門家の人材の確保・育成・支援を促進することが重要。さらには、分野を超えた連携体制の構築と、地域を超えた支援体制により当事者等を受け入れる環境整備も必要。
- ・支援を担う各主体の役割と連携は、「制度内」「制度外」「制度内外の境界」「連携」の4つに分けて検討。「制度内外の境界」では、強みを活かす形で適切な組合せにより対応し、新たな課題に官民での対話を促進するべき。

最後に、施策・事業の運用改善等については引き続き議論を行うこと、また、孤独・孤立という共通のキーワードを様々な主体がそれぞれの地域の実情に応じて連携することで、孤独・孤立を乗り越える仕組みづくりが議論されることの必要性の説明があった。

2-3. パネルディスカッション「孤独・孤立が生まれやすい社会における、各セクターの役割と連携」

まず、ディスカッションパートにて、モデレーターより、各パネリストに対し活動概要や孤独・孤立問題への考えを伺った。

- ・ 分科会2の中間整理にて、地域には様々な課題に対して声を上げられない人が多く、具体的に課題を解決するためには各種サービスにつなぐための地域住民や関係者の取組が大事である旨を記載したことを評価したい。(高橋氏)
- ・ 孤独・孤立対策を課題解決と予防の両輪で考えた際に、民間独自の取組をどう官民連携してのばすのか、がひとつの論点になる。ともに取り組む関係性もつくっていきたい考え。(吉田氏)
- ・ 自立相談支援事業では「断らない相談支援」を決め庁内連携に取り組んだが、解決に向けて取り組む中で多様な主体が参画し、地域と行政が一体となった「チーム座間」ができた。行政と民間の水平連携についてはこれまでの実践から重要性を実感している。(佐藤氏)
- ・ 孤独・孤立問題は、あらゆる世代・あらゆる人々の間に広がり、さらに次の時代の連鎖にもつながっていることが先行研究から見られる。学術研究が追いついていない点には反省がある。(田高氏)

「課題解決型の支援」「つながり続けること」「日常生活環境における対応」における各セクターの強みと役割について議論を行った。

- ・ 各種問題に対して公的な制度で対応することは当然であるが、すきまがあり、縦割りの制度がなかなか解消されない。そこで、多様な主体が協働して、支え合うことが大事である。(高橋氏)
- ・ 直接的に課題を特定してアプローチするのみではなく、困りごとがあった際に必要に応じてつなげる、という多様な間口を設けられることが多分野の協働の利点。日常の中からつながっていくという逆のアプローチを考えることが孤独・孤立の考え方の一つのポイントになる。(吉田氏)
- ・ 市役所の立場からは、困りごとをどのように解決するかという視点で対応することが最も重要。根本的な困りごととは何なのか、という視点で全職員が考え対応し包括的な相談支援体制を築いている。(佐藤氏)

孤独・孤立に関わる連携方法の事例について、高橋氏、吉田氏に考えを伺った。

- ・ 岩手県釜石市では、林福連携し薪作りに取り組んでいる。大阪府豊中市では農福連携し、高齢者が役割をもって新しい動きをしている。農林水産と福祉の連携の動きは全国的にも広がっている。(高橋氏)
- ・ 児童館とNPOの共同事業で、多様なセクターを巻き込み、地区全体の避難訓練にまで展開された事例があった。連携や活動が広がる事例は、効率だけでなく伸びしろを設けてそこに多様なセクターが入る余地を作っていることが多い。(吉田氏)

課題感(情報不足、連携不足等)と解決策について、高橋氏、佐藤氏、吉田氏に伺った。

- ・ 自分の状況に課題認識のない人に対して、地域の人に対応することが難しく、専門家にもうまくつなげられない状態がある。加えて、相談支援機関のリソースが限られているため連携の手間や負担感等から様々なセクター間でも横連携に至っていない現実がある。(高橋氏)

- ・ 幅広い相談窓口からつないでいく取組は重要であり、且つつないだ先が受け止めてくれるという信頼関係が無いと連携ができないという課題がある。また近隣住民とのつながりの希薄化から、地域内で社会福祉協議会・行政・地域包括支援センター等とつながりを深めていく必要がある。(佐藤氏)
- ・ NPO同士の横のつながりを作る必要がある。NPO・行政間の相互理解、連携をより促進することが大切。(吉田氏)

「課題解決型の支援」「つながり続けること」「日常生活環境における対応」における各セクターの連携について田高氏に考えを伺った。

- ・ 各セクターに共通して従来の法律や制度に基づいた取組の遂行に留まらず、より広がる方向に役割+ α の活動をしており、その結果新たな活動の強みになっている。各セクターが+ α に取り組んでいるのであれば、当事者や周囲も従来の役割+ α に挑戦していくべきであり、大きなポピュレーションの意識の変化にも関わっていく。従って各セクターが当事者支援に加えて周囲への+ α にも関わっていけると良いと考える。(田高氏)

「制度内」「制度外」「制度内外の境界」における各セクターの強みと役割について議論を行った。

- ・ 「制度内」は関係者と合意形成し進めていくことが必要。「制度外」においては、ボランティア活動の体験等を通して、市民の自治意識を涵養することが重要。「制度内外の境界」は、社会福祉協議会が内外をつなげる役割を果たしていきたい考え。(高橋氏)
- ・ 「制度内」においては、行政からの委託等でNPOと行政と協働することが増えている。施策構築の段階から行政とNPOの建設的な対話ができるとより充実した制度・事業になると考えられ、協働して取り組んでいくことが大切。(吉田氏)
- ・ 制度を「どうはみ出していけるか」と捉え、各セクターの重なる部分を増やさなければ支援していくことは難しい。また各セクターの相互の役割認識が重要。そして、今後の制度づくりのために相互に期待する役割について、対話を通して理解を深め発展させることが大切。(佐藤氏)

「制度内」「制度外」「制度内外の境界」において、各セクターが今後果たしたい役割について議論を行った。

- ・ 「制度内」で拾いきれない部分はNPOや地域住民で拾い続ける必要があるが、丸投げするのではなく、その部分をサポートできる中間支援の存在が求められる。(高橋氏)
- ・ 「制度外」について、サービスにするのではなく、協働する関係を意識した活動が重要。また、NPOのボランティア活動等を介して人々の関心を高めることが+ α の周囲の働きかけにつながり、さらにその積み重ねが制度外の充実につながると考える。(吉田氏)
- ・ 相談にこれない人のピックアップが課題。地域のつながりが希薄化しているが、サービスをする・されるの関係になると持続可能な支援が難しく、共助できる関係性が求められており、制度構築の課題になっている。(佐藤氏)
- ・ 孤独・孤立の問題を抱える人に対しては、ただサービスを与えるだけではなく、役割を持たせる支援が必要。加えて、ICT・IOTを活用した緊急時にはつながることができる緩やかなつながりから制度内外の役割を担う人を作ることもひとつである。(田高氏)

次に、質疑応答パートにて、各パネリストより参加者からの質問に回答いただいた。

質問「市町村のエリア内で、誰がどのように地域資源をコーディネートしたら良いか、成功条件は何か、コーディネーターに相応しい人材の資質は何か、誰がコーディネーターを決めるか。」

- ・ 単体ではなく多様なつながりを持つ人が集まることでネットワークの幅が広がることもあるため、行政が担うことも良いと考える。資質としては、越境思考やつながろうとするタフネスを備えた人材が適しているのではないかと。(吉田氏)
- ・ 座間市では行政制度では対応しきれない課題は地域の人やNPOと連携している。相談者が中心にいる支援体制をつくることを意識しており、その体制の中で浮き彫りになった課題から事業化や新たな

なプラットフォームの立ち上げが実現している。(林氏)

- ・ 中間支援組織や地域住民等、地域性に合わせて誰がコーディネートしても良いのではないかな。しっかりした団体等、できるところが担っていくべき。(高橋氏)

質問「孤独・孤立に悩む若者へのアウトリーチについて、行政の呼びかけやNPOの呼びかけに対し、“敷居が高い”“受けたくない”“ダサい”と考える若者も多いが、受援力が低い支援が届きにくい若者に対して今後どのような取り組みが求められるか。」

- ・ 座間市では捉えきれないニーズをSNSでキャッチしたく、NPOと連携を始めた。SNSを自治体が直営することは難しく、民間と連携して対応することが必要だが、引き続き研究が必要な分野だと考える。(林氏)
- ・ 発信方法と、当事者が支援を受けたい機関の2点を意識する必要がある。前者は、表現・発信方法を見直す必要がある。後者は、当事者団体との連携も必要。また近年は、若者同士の支え合いが増加しており、そのような団体との連携も効果的である。(吉田氏)

質問「行政のできないことをNPOなど民間セクターが担っているが、経済的、人材等活動の継続性が保てない現状があるが、どのように解決していくのか。」

- ・ 入札においては実力を付ける必要はある。ただ、委託の在り方や契約年数の見直し等、受託できるような動きをつくることが求められる。(高橋氏)
- ・ 委託は割り切りも必要ではあるが、財源と事業の整合性がNPO運営上意識すべきこと。「制度外」においては、持ちよりや寄付の可能性はまだ模索できている。「制度内」においては、協働と依存の違いに気を付ける必要がある。相互が求めているリソースを理解することが重要。(吉田氏)

質問「自治体と民間が連携してできることの可能性はどのようなものがあるか。」

- ・ コロナ禍において、NPOのフードバンク活動が難しくなった際に、地域包括支援センターや民間企業が協力してフードドライブの会場となり寄付が集まった。この動きは行政だけでは実現できなかった。(林氏)

最後に、本日のパネルディスカッションへの所感を高橋氏、吉田氏、林氏、田高氏に伺った。

- ・ 全国の社会福祉協議会にも呼びかけて、民間あるいは官民の中で社会福祉協議会の役割を果たすと同時に、官民をつなぐ役割を強化したい。(高橋氏)
- ・ 孤独・孤立には広い発想が必要であるが、あらゆるNPOは協力・連携可能な伸びしろがあるため、つながって広く対応していきたい考え。「制度外」においては、委託に限らず自由度を担保した官民連携の在り方について今後検討していく必要がある。(吉田氏)
- ・ 新たな取組における自治体の新たな役割について学びを深めた。(林氏)
- ・ 各セクターの役割として各プラットフォーム毎に多様な在り方の広がりがある。そこに主体たる担い手・受け手になる国民の役割も加えられると良い。また、日本でも孤独・孤立分野の学術研究をより推進していく必要があると考える。(田高氏)

まとめとして、モデレーター大西氏より、分野を超えた相互理解の促進や従来の在り方にとらわれない各セクターの役割の強化・拡張、住民自治の促進等が今後の孤独・孤立対策における重要なポイントとなること、また引き続き対話と政策実現に取り組んでいくという意見が述べられた。

3. 開催後アンケート結果から運営に関する改善点

回答期間:令和4年12月20日(水)～12月26日(月)

回答者数:51名 回答率:26.8%(対当日の視聴者数)、16.9%(対申込み数)

アンケート結果概要は別紙参照。

視聴者に対し開催後実施したアンケート結果から、各主体や国の取組を知ることが出来た、各方面での事例や現状を知ることが出来て勉強になった、今後も参加したい、といった前向きな意見が多く見られた。一方で、もう少し具体例がほしい、今後の具体的な展開事案の報告がほしい、といった意見も見受けられ、参加者の今後の取組等の参考となる様、議論内容等により具体性を持たせる工夫が出来ると良い。「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」と「分科会」の紹介ならびに分科会2の紹介については、難しい言葉が多かった、資料が分かりにくかった、等の意見があり、今後開催する際には、初見の方にも理解し易く説明することを意識していく必要がある。

運営面では、視聴者からの意見への回答を引き続き実施してほしい、といった、YouTubeチャットの活用においてプラスの意見があった。

孤独孤立官民連携プラットフォーム 第3回シンポジウム 開催後アンケート

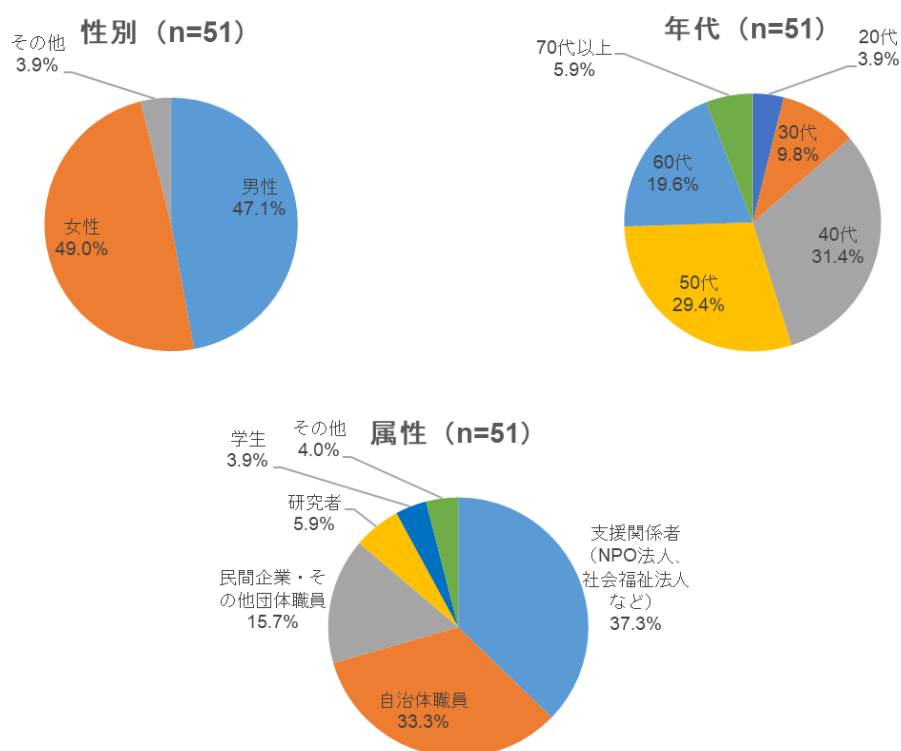
報告日:2022年1月13日

回答期間:2022年12月20日～12月26日

回答者数:51名

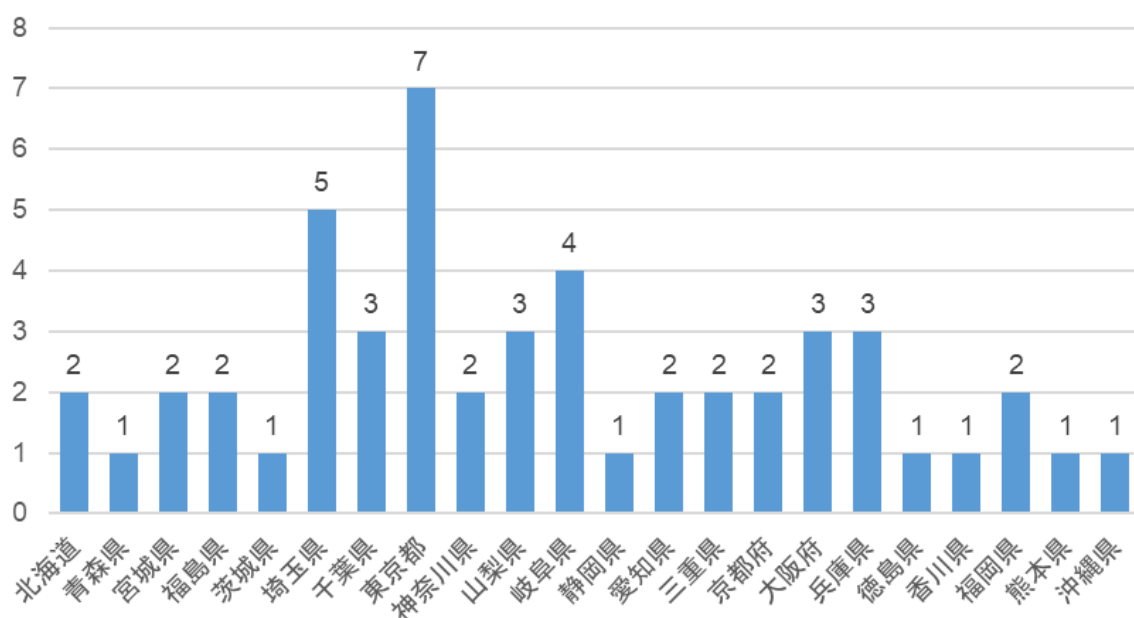
回答率:26.8%(対当日の視聴者数)、16.9%(対申込み数)

回答者属性

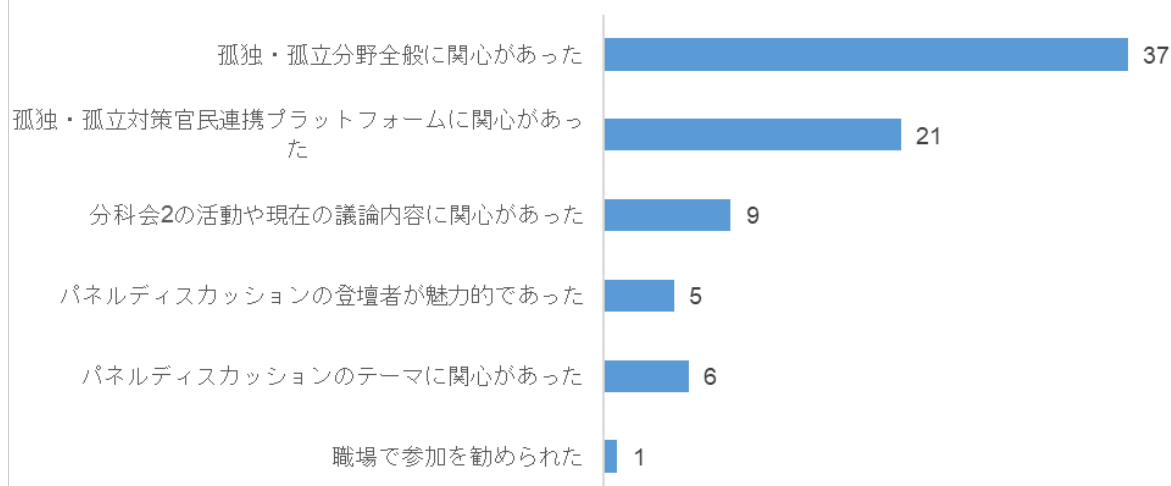


その他回答は、「弁護士」「社会福祉士」等。

住んでいる都道府県（n=51）



当シンポジウムに参加された理由【複数回答】（n=79）

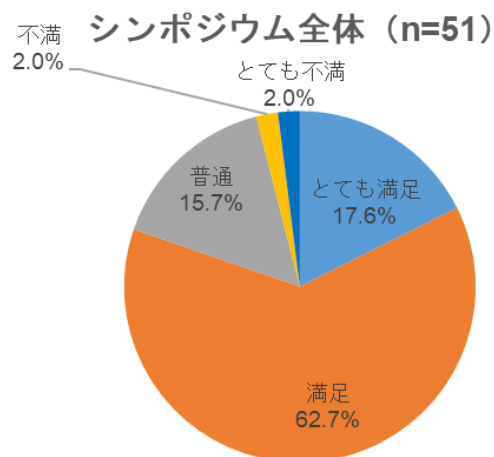


1. シンポジウム全体および各プログラムの満足度について

シンポジウム全体への満足度は、80.3%の方が「とても満足」「満足」と回答され、参加者にとって非常に満足度の高い内容であったと考えられる。

一方で、今後の具体的な展開事案の報告が欲しい、話が難しい、という意見が見られた。

1-1.シンポジウム全体への満足度



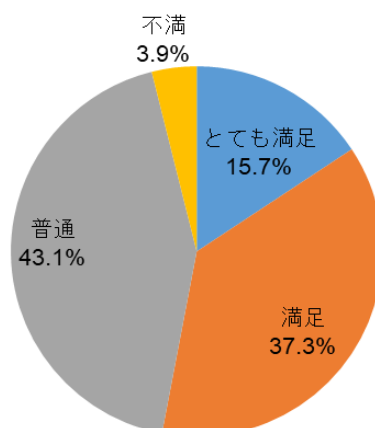
回答理由 ※抜粋

- 話者も進行も手際よく、シンポジウムの対話もテーマに即していた。
- 国レベルのシンポジウムだったが分かりやすかったし、私達のような地方のNPOも一緒にやれる事がわかった。
- 各方面の取り組みや仕組み、現在までの改善点とこれからの課題とするビジョンを伺えたことがよかった。
- 孤独・孤立の人々の困難軽減のために官民NPOの協力が前進していると感じた。
- 重層的だけでなく、幅広く事象をとらえる視点を提供していただけた。
- 行政の首長の出席に感銘した。
- ネット社会の中で寛容さが欠如していると言われている中で、人の心を学ぶ教育がこれからは大切になると思った。
- 話を聞いても絵が浮かんでこない。六法全書でも読んでいるかのようである。
- 事業が始まった時の課題がそのまま解決に向かっていないことが判明した。
- 時間的にはタイトであるが、今後の具体的な展開事案の報告があるとよかった。

以下、各プログラムに対する満足度の結果を示す。

1-2.「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」と「分科会」の紹介への満足度

「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」と「分科会」の紹介（n=51）

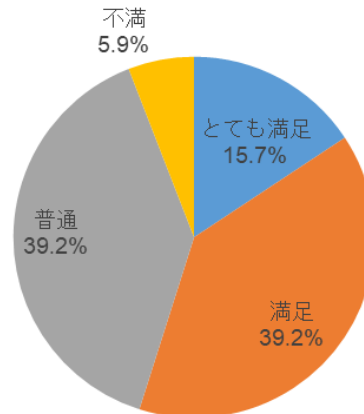


回答理由 ※抜粋

- 分科会がどのような役割や仕事提案をしているかよくわかった。
- 今回初めての視聴で、他の分科会の内容について知ることができた。
- それぞれの取り組みを知ることができた。
- 資料は文字ばかりのため、読みづらさ、意欲が少々減退したが、口頭でご説明されることでより理解を深めることができた。
- 難しい言葉が多く、少し内容がわかりづらかった。
- 地域共生社会づくりと重なり全体的なことはわかるが、総花的な感じを受けた。

1-3. 分科会2の紹介：現在の議論内容に関する報告への満足度

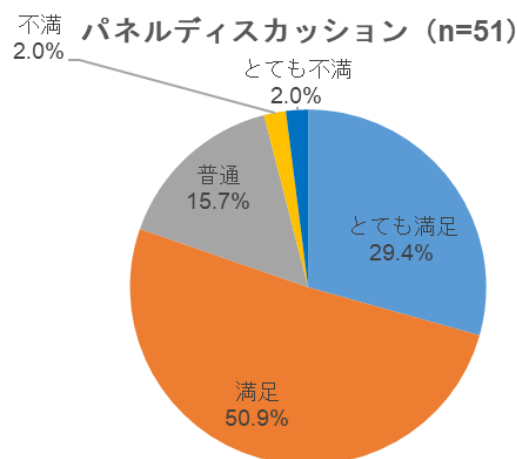
分科会2の紹介：現在の議論内容に関する報告（n=51）



回答理由 ※抜粋

- 具体的な取り組み事例、それぞれのお考えに共感できた。
- 流れにそって報告してくださったので、聞きやすかった。
- どの様なことが現段階で議論されているのか分かった。
- 行政支援や既存の制度の中と外の基軸や具体例があると議論しやすかった。
- 難しい言葉が多く、少し内容がわかりづらかった。
- 概要一枚紙のみのプレゼンは、初めて聴く方には少し厳しいかもしれない。

1-4. パネルディスカッション（「孤独・孤立が生まれやすい社会における、各セクターの役割と連携」）への満足度



回答理由 ※抜粋

- 4名のパネリストの皆様、限られた時間で重要なことを話されていた。
- 「人は施されるほど幸せになるわけではない」など耳に残るまとめ方が素晴らしかった。
- 真面目な話ではあるが、ひらたく話してくださったこともあり、聞きやすかった。関係者とはいえ、聞いている側にもまだ入り口付近にいる者もいるためありがたい。

- 建前だけでなく本音を聞くことができた。
- それぞれの活動者(分野)での考え方や取り組み方について参考になった。
- 具体的な取り組みについてのお話を聞けて、内容的にとっても興味深かった。
- せっかくの資料配信があったので、それぞれもう少し時間を取って、きちんと説明してほしかった。
- 役割と連携のマインドセットに格差があった。
- 生活困窮ではないひきこもりの若者から中年程度の社会的ひきこもり者が抜けている。彼らのピックアップ方法について質問があったが、うやむやになった。

2. 今後開催するシンポジウムで、取り上げてほしいテーマ

取り上げてほしい対象について ※抜粋

- うつ病、統合失調症
- パーソナリティ
- ひきこもり
- 地域の支え合い
- フードシリーズ(バンク、ドライブ、パントリー)
- 若い世代への先進的な取り組み

講演・パネルディスカッションの内容について ※抜粋

- 実例と達成目標
- 当事者がどのように感じているのか、どのような支援を望むか
- 異なるセクターからの個別対応事例について比較し、連携する方法
- 孤独・孤立対策事業と重層的支援事業・生活支援等の施策との連動(取組み)
- 具体的な国の政策動向や地方への働きかけによる市町村域の支援者への影響
- 企業の方や社会福祉法人で取り組んでいる民間団体が登壇

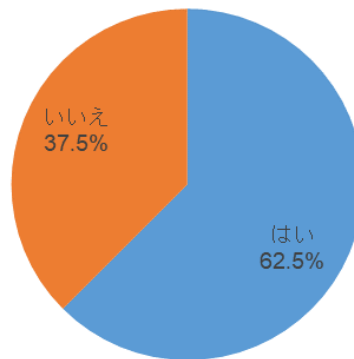
その他 ※抜粋

- テーマについては一言では思いつかないが、今回のような、各セクションはあるものの相互作用するような話がうかがえる話題には関心がある。
- 幅が広くて関心のあるものの差がある。細かに分けたテーマでの開催を望む。

3. 「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の認知度

アンケート回答者のうち、約6割が孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを知っていたと回答した。第2回シンポジウムでは、参加者の約半数が知っていたと回答しており、前回と比較すると、今回は既に孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを知っている人が多く参加したといえる。

プラットフォームの認知度（n=51）



4. その他、ご意見・ご感想など

運営について ※抜粋

- 「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」と「分科会」の紹介、ならびに、分科会2の紹介：現在の議論内容の報告の、資料を事前配信してほしかった。
- 分科会の報告や視聴者からの意見への回答を引き続き実施してほしい。
- HPにシンポジウムの案内がない。これまでのシンポジウムについても、どこにあるのか分かりにくい。もう少しわかりやすいHPにしてほしい。

参加者への影響 ※抜粋

- 町会制度や民生委員制度など制度疲労を起こしている制度の問題点・克服の方向性をしっかりと議論して今般のプラットフォーム制度構築に生かしていきたい。
- 今後もこういった機会があれば参加したい。

質問 ※抜粋

- 今年卒業した大学院で、孤独孤立をテーマに地区活動拠点施設ができることを研究していた。プラットフォームは団体が対象のようだが、個人でも入ることできるのか。今後、団体を立ち上げて取り組んでいきたい希望を持っており、今後もひらかれた取り組みを期待している。
- 国は、現状をどう捉え、どのような地域を目指していて、それに対してどのような施策を考えているのか。
- 様々な取り組みの責任の所在は明確になっているのか。
- コミュニティーソーシャルワーカーのような自治体職員を技官として配置するようなことはできないのか。
- 厚生労働省の事業である「重層的支援体制整備事業」と重なる部分が多いと感じているが、孤独・孤立対策と重層的支援体制整備事業の違いがどのように整理されているのか。また、内閣官房と厚生労働省でどのような連携がされているのか。

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 分科会3について

全国社会福祉協議会
 自殺対策支援センターライフリンク
 日本いのちの電話連盟
 社会的包摂サポートセンター(よりそいホットライン)
 生活困窮者自立支援全国ネットワーク

■目標

- ①統一的な相談支援体制の構想に対する論点整理：人材育成の強化に必要な取組の整理、相談体制の機関間の連携強化
 - ②相談と支援のつなぎ：スムーズな連携引継ぎ・仕組みの提案
- ・総合緊急対策「統一的な相談窓口体制の推進」事業と連携しつつ、上記の検討、事業の試行・分析・検証を行う。

■年末年始の「孤独・孤立相談ダイヤル」について

(12月28日(水)午前9:00～1月4日(水)午前9:00)

- ・既存の窓口の多くが閉まり、利用者のニーズが高まる時期に実施。
- ・孤独・孤立の悩みのほか18歳以下とセクシュアルマイノリティの専門分野の回線を開設。

○実施状況

- ・総呼出数:26,567 接続完了数:1,165件 応答率:4.4%
- ・つなぎ支援で協議したのは17件(第1期38件、第2期30件、12/1 12件)
つなぎ支援コーディネーターの対応団体は5団体(第1期、第2期:2団体、12/1:5団体)
- ・上記以外の専門分野につないだものはなし
- ・全国フードバンク推進協議会との連携による食料支援は3件(第2期 2件、12/1:1件)

■現在の検討状況

- ・これまでの試行結果の分析・検証を踏まえ、分科会3において、今後の方策について議論。中間整理を予定。
- ・1月担当幹事会、2月中旬 全体会、3月16日シンポジウム

(参考)これまでの試行の実施状況

○第1期(7/7(木)10:00~7/14(木)10:00)

及び第2期(8/30(火)10:00~9/6(火)10:00試行 ※()内は第1期の数値

- ・利用者が選択した分野は、第1期、第2期とも「孤独・孤立での悩み」、「死にたいほどつらい」、「生活困窮」の順に多かった。それぞれ55%(56%)、31%(33%)、6.0%(8.0%)
それらの応答率は、「孤独・孤立での悩み」は27.3%(10.5%)、「死にたいほどつらい」は78.6%(86.9%)、「生活困窮」は47.1%(12.6%)。

○12月1日(いのちの日)試行(12/1(木)12:00~12/2(木)12:00)

第1期、第2期の結果を踏まえ、

- ・相談ニーズの最も高い「孤独・孤立での悩み」に特化。
- ・いのちの日にあわせ、1日に限ることで相談体制を強化。
- ・呼出数：813件、接続完了数：489件、応答率：60.1%
(参考)18歳以下 呼出件数 65件(第2期は49件)
- ・応答率は、18歳以下より上、78.4%(第2期は27.3%)
18歳以下、60.0%(第2期は26.5%)
- ・相談の類型は、心の病気や不調、自分の悩みを話せる場所がない、暮らし・お金、家庭や家族、同居人との関係、仕事・職場の順に多かった
孤独・孤立に特化したためか、第1期、第2期に比べ、死にたい・消えたい気持ちが減少。

■「孤独・孤立相談ダイヤル」のこれまでの実施状況

「孤独・孤立相談ダイヤル」は官民協働の取り組みとして、「#9999」の番号で、第1期は、7月7日からの1週間、24時間体制で、第2期としては、8月30日からの1週間、孤独・孤立に関する相談対応を実施した。また、12月1日は「いのちの日」ということで、24時間、実施した。

第1期は、全国11団体の協力により、第2期に関しては、60近くの拠点の協力のもと、相談対応をおこなった。12月1日の「いのちの日」に関しては、のべで93回線での対応をおこなった。

第1期および第2期においては、孤独・孤立に関する相談（総合相談のダイヤル）のほか、18歳以下（子ども）、生活困窮、自殺予防、女性、シングルマザー、セクシャルマイノリティー、外国人の7つの専門ダイヤルを設置した。

第1期および第2期については、多くの方の相談対応ができた一方で、まだまだ、相談ダイヤル自体の周知が不十分であったり、応答率が低くなってしまう、などの課題もあった。

12月1日の「いのちの日」に関しては、専門回線を「18歳以下（子ども）」のみとし、必要に応じて、これまで設置していた各専門回線の内容が架電された場合は、各専門回線のコーディネーターや「つなぎ支援コーディネーター」などから折り返す、といった対応方針をとった。ただ、引き続きの課題として、相談ダイヤル自体の周知が不十分であったこともあり、架電数が多かったとは決して言えない状況であった。

■年末年始の実施概要

年末年始は、官民間問わず困りごとを抱えた人の相談先が休業等に入ったり、単身者など孤独・孤立を感じやすい、などの事態が想定される。12月28日9時～1月4日9時までの1週間、24時間体制で「孤独・孤立相談」ダイヤルの試行を実施した。

相談回線はのべで35回線となり、これまでの実施と比較すると少ないものとなった。これは、年末年始の期間については、民間の相談機関等についてもそもそも休業していたり、既存の民間の相談活動等もこの期間は、相談件数の増加があり、その対応で本ダイヤルへの協力が難しい、などの背景があった。

特に、12月31日、1月1日などは顕著に回線数が減少したが、各団体の協力のもと、24時間体制を維持することができた。

回線の内訳としては、12月1日の実施と同様に、孤独・孤立に関する相談（総合相談のダイヤル）と、専門回線の「18歳以下（子ども）」のほか、専門回線のセクシュアルマイノリティを追加し、それ以外については、必要に応じて、これまで設置していた各専門回線の内容が架電された場合は、各専門回線のコーディネーターや「つなぎ支援コーディネーター」などから折り返す、といった対応方針をとった。

また、これまで同様、相談のあとの地域の支援への「つなぎ」を意識し、事前に、公的機関、民間支援機関等に協力依頼を発出した。

相談は、全国各地の各団体、拠点で相談員がお受けし、「つなぎ」の支援が発生した場合に、常時待機し

ている「つなぎ支援コーディネーター」と協議し、必要に応じて、「つなぎ支援コーディネーター」が地域の支援団体等への「つなぎ」、面談・同行支援等も含めて対応した。

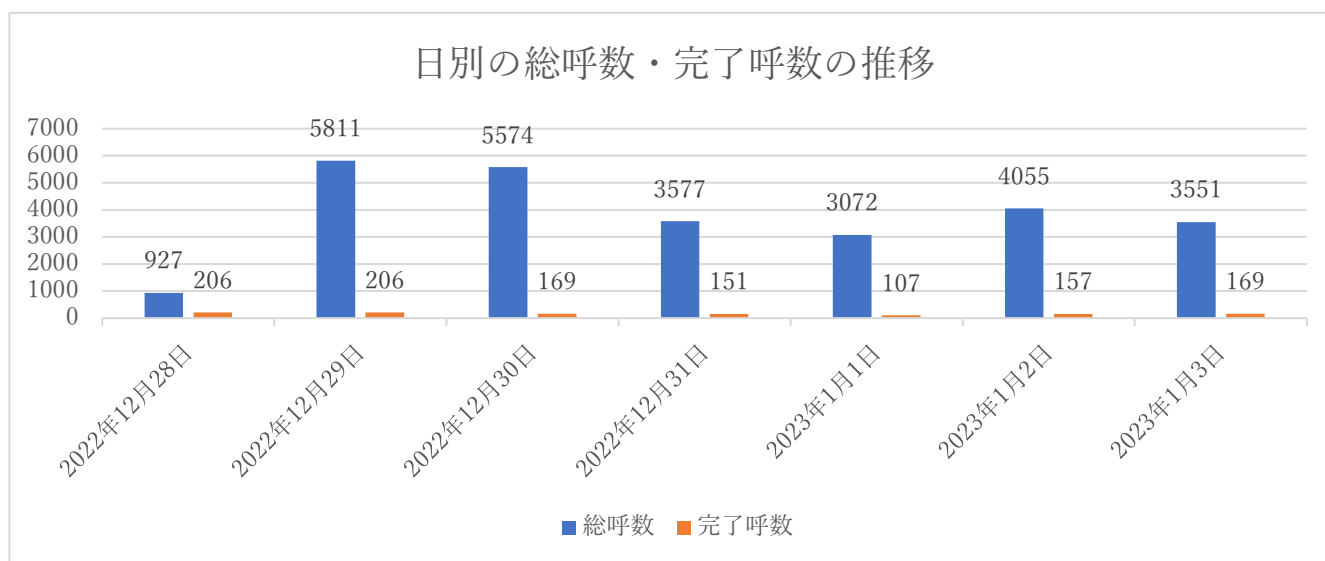
■相談対応の件数や応答率

期間中の総呼数は2万6567件で、そのうち、相談対応に応じることができたのは、1165件であり、全体の応答率は4.4%となった。回線数以上の相談が寄せられると応答が困難になるためすべての相談に応答することはできないこともあり、応答率は低いものとなった。

第1期の総呼数は14,678件で、相談対応できたのが3,823件、応答率が26%、第2期は総呼数が10,353件、相談対応できたのが1,998件、応答率が19.3%、12月1日の「いのちの日」は、総呼数が813件で相談対応できたのが489件で応答率が60.1%であることを考えると、相談件数が大幅に増加していること、それにともない応答率が大幅に低くなっていることがわかる。

これは、年末年始という期間という「ニーズが高い」時期にダイヤルを実施していたこと、また、回線数がそもそも少なくなってしまうことによるものが大きいと言える。

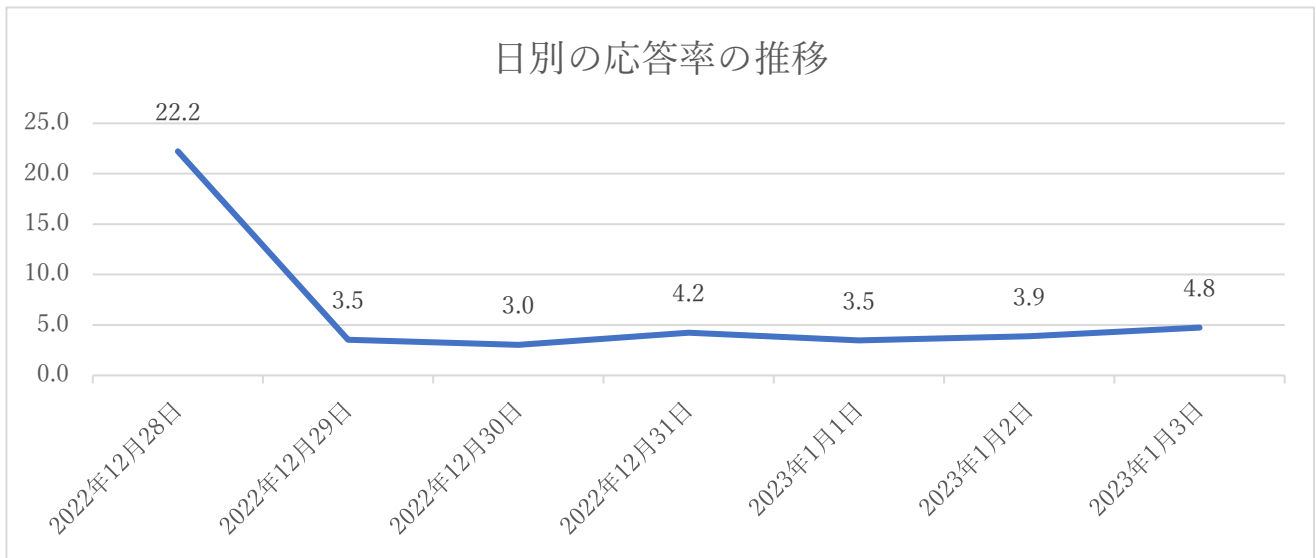
メディアでの報道等については、12月29日にNHKの19時台のニュースで報道された影響が大きく、それ以降に多くの架電があった。メディアでの取り上げについても、年末年始というニュースバリューが高い時期に実施したことが原因であると考えられる。



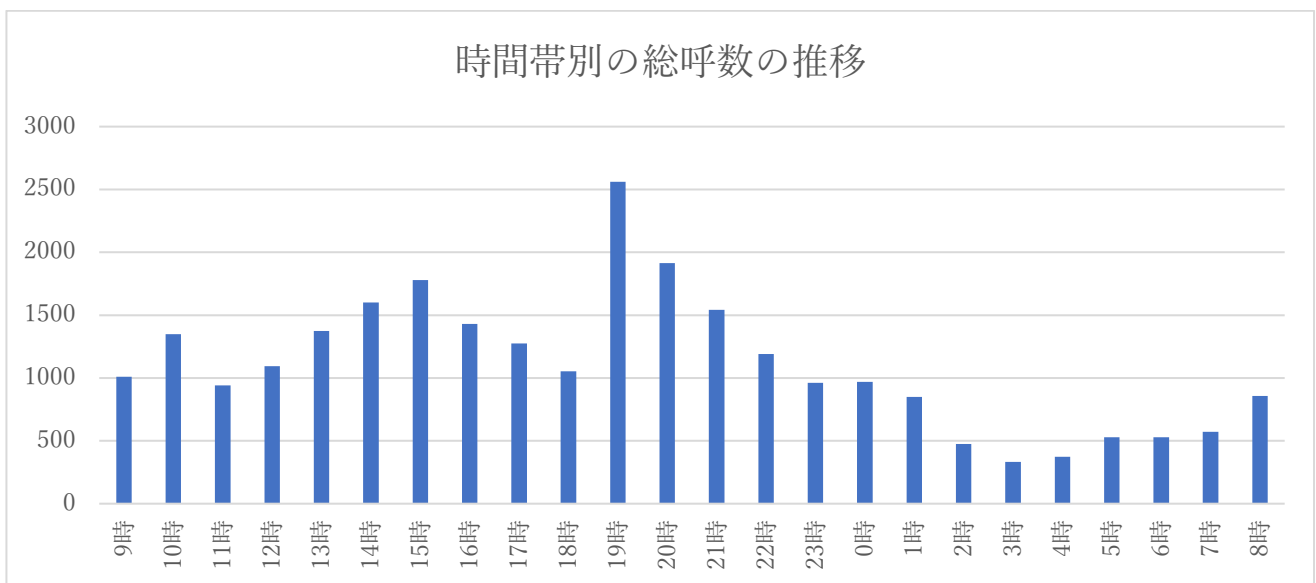
日別¹の総呼数と完了呼数（相談対応できた件数）を見ると、12月29日以降に急増し、その後も架電数が多い状態が続いたことがわかる。これは、上述したように、NHKでの報道の影響と思われるが、もともと、この年末年始期間に相談先がなく困っていた方が多かった状況も想定できる。

完了呼数については、連日同水準の数値となっているが、相談対応できる件数は、回線数に影響されてしまうので、特に一番回線数の少なかった1月1日などは少ない完了呼数となった。こちらは、体制整備の課題が見えたともいえる。

¹ 本レポートでは、例えば、12月28日のデータは、12月28日9時～12月29日9時までの24時間で算出している。

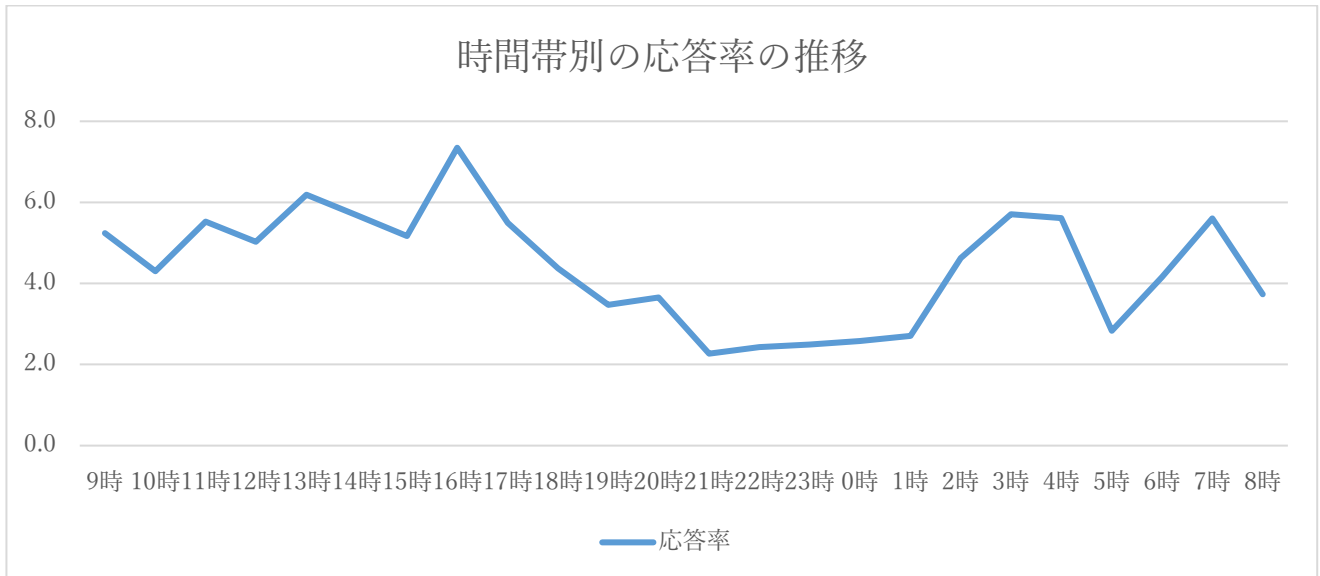


応答率については、総呼数が急増した12月29日以降は、3%～4.8%と低い水準で推移した。こちらも上述したように、総呼数に対して回線数に限界があったことが背景である。



期間中の時間帯別の総呼数の推移をみると、大きく3つの波があることが見える。10時前後の午前中の時間帯、15時前後、そして、19時から時間帯である。これらは、詳細な分析が必要だが、属性ごとに（働いている人、学生、高齢者など）、架電しやすい時間帯があることは想定できる。

すでに先行して実施されている他分野の相談ダイヤル等の状況もふまえ、体制整備においての分析は必要であろう。



同じく、時間帯別の応答率の推移をみると、全体的に低い応答率であるものの、日中の時間帯については比較的高めに、しかし、夜間の時間帯（21 時間以降）については、どうしても回線数が減少する関係もあり、低くなってしまうことがわかる。

■相談内容について

詳細な分析は相談記録の集計を待つ必要があるが、総じて以下のような傾向があった。これらは、第 1 期および第 2 期、そして、12 月 1 日の「いのちの日」と同様である。

- ・ さみしい、話を聞いてほしい
- ・ 身近に相談できる人や自分のことを理解してくれる人がいない
- ・ 地域の支援機関等にはつながっているが不満がある

これらの想いの背景には、家族関係などのトラブル、不和や、離別や死別、生活困窮、介護や子育ての疲れ、メンタルヘルスの課題などが複合的に重なっている場合が多い。

頻回で架電する相談者のなかには、他の各種相談ダイヤルに何度か相談している、などの方も多くいたほか、これまでの試行において相談対応をおこなった方もみられた。

地域でつながりを持てていない、また、支援機関等との接点はあるとしても、信頼関係をうまく築けていない、などの状況も想定される。

また、生活困窮を訴えたり、食糧支援等を希望するなどの緊急性の高い相談も寄せられた。これは、物価高等の問題の影響を感じさせるものである。

また、今回の特徴としては、家族などの近親者との離別、死別を相談のなかで話される方が一定程度いらっしまった。これは、年末年始という期間の特色として、多くの方が家族などの近親者と過ごす時期に、それができない、離別、死別について、しんどさを感じている、そういった状況が想定できる。

「孤独・孤立」という文脈を考えたときに、こういった「時期」をふまえた実施のタイミングというものは一つの示唆でもあるといえるだろう。

■「つなぎ」の対応について

期間中の「つなぎ」の相談対応は17件であった。最も、支援機関を紹介するなどの情報提供は「つなぎ」としてカウントしておらず、ここでの「つなぎ」は、相談者に了解を得て折り返し電話をし、地域の支援機関に支援を要請したり、同行支援等をおこなったりしたものを指している。

第1期が38件、第2期が30件、12月1日の「いのちの日」が12件であったことを考えると「つなぎ」の件数は少し減少している。

具体的には下記のような「つなぎ」の事例があった。（個人情報に配慮し複数の事例をまとめたり一部を加工している）

Aさん：仕事をしているが非正規で年末年始の期間は仕事がなく収入もなくなる。会社の寮をでて、家族を頼ったが出て行ってくれと言われていく場所がない。行政機関は年末年始で閉まっていて相談できない。

⇒年末年始に支援をおこなっている民間団体におつなぎした。

Bさん：いろいろな困りごと（家族のこと、精神疾患のこと、近隣とのトラブルの事）を抱えていて、さまざまなダイヤルに相談している。金銭面でもトラブルを抱えている。

⇒折り返し電話で複数回の相談。地域で相談対応をおこなってくれる団体を調整。

「つなぎ」の対応をおこなったケースは、さまざまだが、緊急性が高いものもあれば、丁寧にお話をうかがうなかで解決する事例もあった。

実施期間中に緊急的な対応（救急や警察対応）をするケースは幸いなことになかった。

■今後について

このレポートはあくまで速報版であり、今後、相談記録の分析をおこない、相談者の状況について、また、相談体制について、詳細な検証を行っていく。

また、第1期および第2期の実施、12月1日の「いのちの日」の実施、そして今回の年末年始の試行実施から見えた成果と課題をもとに、孤独・孤立で悩まれている方に対し、適切な相談対応の在り方、体制の在り方、地域での「つなぎ」を含めたフォローアップ等の在り方も含めて、検討をおこなっていく予定である。

以上

初稿文責：大西連（孤独・孤立対策担当室政策参与）

令和 5 年度分科会テーマについて

令和 4 年度分科会テーマは、分科会 2 は「中間整理」を出したところであり、分科会 3 については、現在「中間整理案」を検討中であることを踏まえると、令和 5 年度分科会でも継続していく必要があると考えられる。

一方で、「検討成果」を出した分科会 1 については対策案への取り組みにシフトし、新たに別の 1 テーマ（分科会 4 ?）を検討してはどうか。

1 令和 4 年度分科会 1 ～ 3 の設置終了と方向性

○ 各分科会の経過（今後の方針等：「検討成果・中間整理」の抜粋）

【分科会 1 「検討成果」】

分科会 1 としては上記の取組の進捗を確認しながら、孤独・孤立の社会環境の変化や実態を把握しつつ、さらに検討を行っていく。

【分科会 2 「中間整理」】

※目標⑤、⑥については、引き続き議論。

⑤重点計画の施策・事業の運用改善（効果的な連携・組み合わせ）の例示

⑥（③④を踏まえて）足らざる支援の分野・主体の明確化、それを埋める方策の立案

【分科会 3 「中間整理」（検討中）】

2 令和 5 年度分科会テーマの検討

○ 上記 1 を踏まえると、以下の方針としてはどうか。

（案）分科会 2 と 3 は、令和 5 年度も継続する。分科会 1 は対策案による取り組みを推進し、代わりに「分科会 4」として新たに 1 テーマを決定する。

孤独・孤立対策強化月間（週間）等の設定について

（分科会 1「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方」

「①制度を知らない層」、「②制度は知っているが相談できない層」における対応）

分科会 1 検討成果の「対策案」に係る具体的対応での一つとして、「孤独・孤立対策強化月間（週間）の設定」がある。これは、「①制度を知らない層」、「②制度は知っているが相談できない層」の対策案の関連であり、この月間等の設定については、様々な団体の協力を得るためにも、プラットフォームとして決めることとしてはどうか。

例えば、幹事団体で候補案（3 案）をつくり、ロゴと同じように会員の投票で決めて総会当日に得票結果をお披露目。

○ 候補案について

- ・ 幹事団体よりご提案があればお伺いしたい。この場合、その月（週）とした理由を添えられたい。

※既存の月間または週間では、特に秋口（10 月・11 月）に多く集中している傾向がある。

令和 4 年度孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム総会・関連イベント等について（案）

1. 総会

○開催日等

- ・令和 5 年 3 月 14 日（火）13:00～（30 分～最大 1 時間
程度：オンライン開催）
- ・議事採決：議決権のある出席会員の過半数の賛成（メール依頼による事前集約を予定）

○議事次第（案）

1. 開会

2. 挨拶 大臣

3. 議長選出（幹事団体の中から指名：事前承諾）

4. 議題

（1）令和 4 年度事業報告

- ・ 資料 3－2 参照

（2）令和 5 年度事業計画（案）

5. その他

6. 閉会

2. 関連イベント

「地方における官民連携の在り方について」（仮称）

○開催時間

- ・ 令和5年3月14日（火）「総会」開催後（（仮）14:00～16:00：オンライン開催）

○概要

- ・ 地方版官民連携P Fの取組団体から6団体程度（都道府県・政令指定都市・市町村）の事例紹介を行う。
（所要40分：1自治体6分 × 6自治体）
- ・ 質疑応答
（所要20分）
- ・ 分科会で得られた方向性や重点計画に掲げる内容等も踏まえつつ、幹事団体や会員との意見交換を行う。
（所要60分）

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 令和4年度事業報告(案)

1. 幹事会

幹事によって構成する幹事会を全X回開催。孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの運営に必要な事項の議論・決議の他、孤独・孤立対策に係る情報共有を実施。

2. 各種事業

(1)複合的・広域的な連携強化活動

○分科会開催

- ・ 孤独・孤立対策に係る課題等のテーマごとに分科会を3つ設けた。各分科会のテーマは以下の通り。
一分科会1「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方」
・担当幹事会を8回開催、分科会を3回開催、「検討成果」を令和4月10月7日公表
一分科会2「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政(国、地方)・民間・NPO等の役割の在り方」
・担当幹事会を7回開催、分科会を2回開催、「中間整理」を令和4月11月9日公表
一分科会3「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」
・担当幹事会をX回開催、分科会をX回開催、「中間整理」を令和5月M月D日公表
- ・ 分科会の成果は、孤独・孤立対策の重点計画(令和4年12月26日孤独・孤立対策推進会議決定)に反映。

(2)孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動

○シンポジウム開催

- ・ 孤独・孤立の実態把握調査の結果や、分科会の検討成果などに関するシンポジウムを全4回開催。
- ・ 各シンポジウムタイトルと開催日時・参加者数およびオンライン視聴回数(令和5年MM月DD日現在)は以下の通り。
一第1回「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果に見る課題の背景と取組」: 令和4年6月21日(火)14:00-16:30・502名、視聴回数XXX回
一第2回「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方」: 令和4年10月26日(水)13:30-16:00・241名、視聴回数XXX回
一第3回「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政(国、地方)・民間・NPO等の役割の在り方」: 令和4年12月20日(火)13:00-15:30・190名、視聴回数XXX回

一第4回「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」: 令和5年MM月DD日()hh:mm-hh:mm・***名、視聴回数XXX回

(3)情報共有、相互啓発活動

○会員向け情報共有・情報発信

- ・ 会員に対し、内閣官房孤独・孤立対策担当室の活動紹介や孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム参加府省庁・会員団体からの情報を、月1-2回程度メールマガジン形式で情報提供。

○事務局訪問記

- ・ 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会員の事務所に事務局職員が訪問し、日々の活動や考えなどを伺い、孤独・孤立対策担当室のTwitterにて報告。**Xか所**への訪問を実施。

○孤独・孤立に関する調査

- ・ 全国の、孤独・孤立対策に資するNPO法人・社会福祉法人・一般社団法人・一般財団法人・株式会社・任意団体等に対して、NPO法人等の活動内容、孤独・孤立に関する活動内容、活動の広がり、組織課題に関するアンケート調査を実施。回答数1,020件。
- ・ アンケート調査に関連付け、好事例の発掘及び成功要因の分析のため、**5団体**へ現地訪問しヒアリング調査を実施。

○会員募集

- ・ 会員募集チラシのHP掲載などを通じて通年で会員を募集。令和4年2月25日設立当初、会員数は183団体(会員89件、協力会員87件、賛助会員7件)。令和5年**MM月D日現在**、会員数は**XX団体(会員XX件、協力会員XX件、賛助会員XX件)**。

(4)その他

○内閣官房が実施する地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業の取り組み自治体に対して、勉強会として以下の紹介を実施。

- ・ 「分科会2」担当幹事による中間整理の説明。
- ・ 「孤独・孤立に資するNPO法人等への調査」担当幹事による、NPO法人等の孤独・孤立関連の調査結果の説明。

3. 総会

令和4年度事業報告や、令和5年度事業計画(案)、その他の事項について確認、決定する、関連イベントとして、「地域における官民連携のあり方**(仮称)**」を開催。

11. 孤独・孤立対策担当室

231 (131)

「孤独・孤立対策の重点計画」（令和 3 年 12 月 28 日孤独・孤立対策推進会議決定）等に基づき、政府一体となって孤独・孤立対策を総合的に推進していく。

○孤独・孤立の実態把握に関する経費

44 (44)

我が国における孤独・孤立の実態を把握し、各府省における関連行政諸施策の基礎資料を得ることを目的として、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施する。

○NPO等の連携に関する経費

27 (38)

孤独・孤立対策について官民一体で取組を推進する観点から、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにおいて、複合的・広域的な連携強化活動（分科会や現場課題ワークショップの開催、自治体実務相談事業の実施）、孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動（シンポジウムの開催）、情報共有・相互啓発活動（メールマガジンの発信、孤独・孤立対策に資する調査など）を促進する。

○孤独・孤立対策活動基盤整備モデル調査

120 (新規)

地域における孤独・孤立対策の推進に当たっては、現場に寄り添った活動を行う中小規模のNPO等の参画が不可欠であり、これらNPO等の持続的・安定的な活動に向けたいわゆる支援者支援が重要であることから、NPO等活動を熟知した中間支援組織による孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向上や活動基盤整備のための支援モデルを構築し、全国展開を図る。

孤独・孤立対策活動基盤整備モデル調査（孤独・孤立対策担当室）

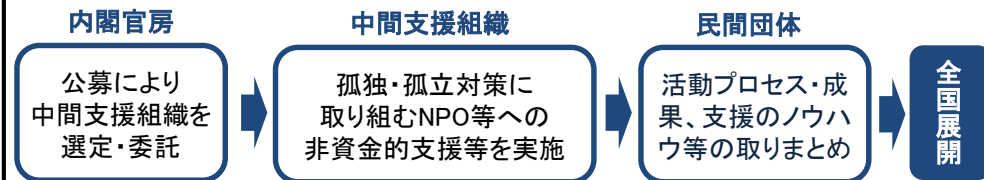
5年度概算決定額 1. 2億円（新規）

事業概要・目的

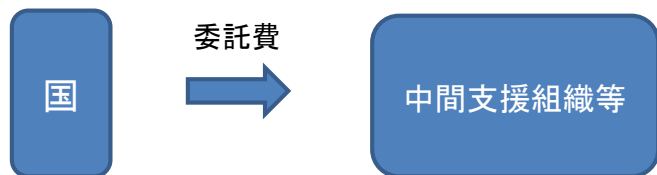
- 孤独・孤立の問題は誰にでも起こり得るものであり、原因や背景が多岐にわたり複雑に絡み合うその対応に当たっては、既存制度を通じた課題解決に加え、地域の多様な主体の参画による日常生活環境でのつながりや居場所の確保が予防や早期対応の観点からも重要です。
- このような取組には、現場に寄り添った活動を行う中小規模のNPO等の参画が不可欠であり、これらNPO等の持続的・安定的な活動に向けたいわゆる支援者支援が重要です。
- このため、NPO等活動を熟知した中間支援組織によるきめ細かな支援を通じた孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向上や活動基盤整備のための支援モデルを構築し、全国展開を図ります。

事業イメージ・具体例

- 中間支援組織は孤独・孤立問題を取り巻く地域の状況等に応じて、以下の取組を実施します。
 - ・ 孤独・孤立対策を行う中小規模のNPO等への伴走型の非資金的支援（相談・アドバイス、研修、情報発信、事務代行等）
 - ・ 地域の孤独・孤立対策の課題抽出や地域資源の発掘・マッチング等
- 中間支援組織の活動成果や支援ノウハウ等を取りまとめ、全国展開を図ります。



資金の流れ



期待される効果

- 新しい政策分野である孤独・孤立対策の効果的な事業モデルの開発・蓄積が進みます。
- 孤独・孤立対策に取り組む地域のNPO等が育成され、孤独・孤立問題の予防や早期対応につながります。

孤独・孤立対策の基本理念等を追加

- ✓ 今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中で、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念される
新型コロナウイルス感染拡大が収束したとしても、社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施
- ✓ 人と人との「つながり」を実感できることは、孤独・孤立の問題の解消にとどまらず、社会関係資本の充実に資するという考え方の
下で、施策を推進
※ 国連の「世界幸福度報告」によると、近年、我が国は「社会的支援（困った時にいつでも頼れる友人や親戚はいるか）」など社会関係資本に関連する指標が
G7の中で下位グループに位置している
- ✓ 日常生活の場である地域など社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、すべての人のために、広く多様な主体が
関わりながら、人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で緩やかに築けるような社会環境づくりを目指す

孤独・孤立対策の更なる推進・強化

(1)孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

- ✓ 孤独・孤立の実態把握を推進【孤独・孤立の実態把握、こども・若者の行動・意識に関する実態把握、在外邦人の実態把握等】
- ✓ 令和 3 年実態調査結果を踏まえ、「予防」の観点からの施策を推進
- ✓ 孤独・孤立への理解や機運醸成のため、周りの方が当事者への気づきや対処をできるための環境整備等を推進
孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会の検討成果に沿って具体的な取組を進める【声を上げやすい・声をかけやすい環境整備等】

(2)状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

- ✓ 一元的な相談支援体制、相談と支援をつなぐ体制の本格実施に向けた環境整備に取り組む【統一的な相談支援体制の推進】

(3)見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

- ✓ 日常の様々な分野における緩やかな「つながり」を築けるような多様な「居場所」づくりや「居場所」の「見える化」、市民の自主的な活動やボランティア活動を推進【地域における孤独・孤立対策のモデル構築、こどもの居場所づくりに対する効果的な支援方法等の検討、スポーツに誰もがアクセスできる環境の整備充実等】

(4)孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

- ✓ 地方における連携プラットフォームの形成に向けた環境整備（「水平型連携」を目指す）【地域における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進】
- ✓ 官・民の連携基盤の形成に当たって、官・民の取組の裾野を広げ、連携に参画する民の主体の多元化を図る
民間企業が事業活動を通じて孤独・孤立対策に資する取組を行う形で連携に参画を推進【孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの運営】

■ 令和3年実態調査結果

- ・ 孤独感が「しばしばある・常にある」の回答等の割合は、**20歳代～30歳代**で高い。
- ・ 孤立については、社会的交流について「同居していない家族や友人たちと直接会って話すことが全くない」人の割合が11.2%。
社会参加について「特に参加していない」人の割合が53.2%。

■ 令和3年実態調査結果の分析（主な内容）

（現在の孤独感に至る前に経験した出来事）

- ・ 人間関係による重大なトラブル（いじめ・ハラスメント等を含む）、生活困窮・貧困、心身の重大なトラブル（病気・怪我等）
- ・ 一人暮らし、転校・転職・離職・退職、失業・休職・退学・休学（中退・不登校を含む）、家族間の重大なトラブル（家庭内別居・DV・虐待を含む）、金銭による重大なトラブル

（支援を受けない理由）

- ・ 孤独で支援を求めている一定数の人は、支援の受け方が分からない、受けたいけれど我慢する、手続が面倒という理由で支援を受けていない。

（相談相手）

- ・ 男性に孤立の傾向。（男性が12.1%、女性が5.0%、相談する相手がいない。）
- ・ 中年層に孤立の傾向。（30歳代から50歳代で相談相手のいない人が多い。）
- ・ 世帯収入100万円未満、100～199万円の人や、仕事をしていない（求職中）の人、派遣社員、契約社員・嘱託の人に、孤立の傾向。
- ・ 相談相手に「友人・知人」を挙げる人は、若年時が多く、中年にさしかかるにつれて緩やかに減少。女性よりも男性の方が友人・知人のネットワークは薄い。
「自治会・町内会・近所の人」を60歳代以降が挙げるが、80歳代でも12～13%で、地域とのつながりはあまり活用されていない。
- ・ 相談相手がいない人の孤独感が高い。相談先を一つでも持てば孤独感はかなり改善される。

■ 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会1の検討成果（令和4年10月7日）抄

（制度を知らない層）

- ・ 当事者や家族に必要な情報が届くようにする必要があり、制度や情報に触れる機会を増やす必要がある。
- ・ 「プッシュ型」「アウトリーチ型」で支援情報を届け、予防的な関わりを強化する（例：転入・転出、母子健康手帳の交付時等のアプローチで情報提供等）。

（制度は知っているが相談できない層）

- ・ 支援を受ける手続き等をわかりやすくすることで、相談へのハードルを下げる。遠慮や我慢をなくすこと等で、相談できる社会環境をつくる。
- ・ 制度申請の簡易化やオンライン化等により、手続きの負担感を減らす。制度の活用は権利であることの認識を周知する。行政と民間団体が連携を進める。

（相談者（相談を受ける人）になりうる層）

- ・ 社会的理解や関心を高めたり、関われるタイミングやきっかけをつくることや、相談者になることをためらう人の弊害をなくす。
- ・ 身近な実践者の事例を紹介する。「認知症サポーター養成事業」のような仕組みを設ける。既存の取組を推進し、ゲートキーパーの更なる養成・支援の充実。

■ 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会2の中間整理（令和4年11月9日）抄

- ・ 孤独・孤立対策においては、「課題解決型の支援」と「つながり続けること」を両立させることがセーフティネットの構築であると捉えるべき。
セーフティネットが機能する場面については、孤独・孤立対策において、「緊急時対応」のみならず「日常生活環境における対応」が予防や早期対応の観点からも重要。
この部分に広く網をかけた取組を進めていくことは、「緊急時対応」を中心とした他分野・他施策の基盤の強化にもつながる。
- ・ 孤独・孤立対策においては、「日常生活環境における対応」として、当事者を含め広く多様な主体が関われるようにし、人とのつながりや信頼が醸成され、32全体としてセーフティネットが形成されていくような「豊かな地域づくり」を進めていくことが重要。

孤独・孤立対策の現状、政府の取組

- 職場・家庭・地域で人々が関わり合い支え合う機会の減少 → 「生きづらさ」や孤独・孤立を感じざるを得ない状況を生む社会へ変化
- 新型コロナ感染拡大後、交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等 → 社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化
- 単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中で、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念
→ 新型コロナ感染拡大が収束したとしても、社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施

孤独・孤立対策の基本理念

(1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応

- 孤独・孤立は、
 - ・ 人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るもの
 - ・ 当事者個人の問題ではなく、社会環境の変化により孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったもの
 - ・ 当事者の自助努力に委ねられるべき問題ではなく、社会全体で対応しなければならない問題
 - ・ 心身の健康面への深刻な影響や経済的な困窮等の影響も懸念
- 「孤独」は主観的概念、ひとりぼっちと感じる精神的な状態
「孤立」は客観的概念、社会とのつながりのない/少ない状態
当事者や家族等の状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方・捉え方も人によって多様
- 孤独・孤立の一律の定義で所与の枠内で取り組むのではなく、孤独・孤立双方を一体として捉え、多様なアプローチや手法により対応
- 当事者等が「望まない孤独」と「孤立」を対象として取り組む
- 孤独・孤立の問題やさらなる問題に至らないようにする「予防」の観点が重要。
「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「誰もが自己存在感・自己有用感を実感できるような社会」「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指して取り組む
令和3年実態調査結果を踏まえた「予防」の観点の施策を推進

(2) 当事者や家族等の立場に立った施策の推進

- 孤独・孤立の問題は、人生のどの場面で発生したかや当事者の属性・生活環境によって多様。当事者のニーズ等も多様
- まずは当事者の目線や立場に立って、当事者の属性・生活環境、多様なニーズや配慮すべき事情等を理解した上で施策を推進
その時々での当事者の目線や立場に立って、切れ目なく息の長い、きめ細かな施策を推進
孤独・孤立の問題を抱える当事者の家族等も含めて支援する観点から施策を推進

(3) 人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

- 当事者や家族等が相談できる誰かや信頼できる誰かと対等につながる形で人と人との「つながり」を実感できることが重要。このことは孤独・孤立の問題の解消にとどまらず、ウェルビーイングの向上や社会関係資本の充実に資するとの考え方で施策を推進
日常生活の場である地域など社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、すべての人のために、広く多様な主体が関わりながら、人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で緩やかに築けるような社会環境づくりを目指す
- 地域によって社会資源の違いがある中で、実態調査結果を活用して、行政・民間の各種施策・取組について有機的に連携・充実
- 行政機関（特に基礎自治体）において、既存の取組も活かして、分野横断的な対応が可能となる対策推進体制を整備。社会福祉協議会や住民組織との協力、NPO等との連携・協働により施策を展開

孤独・孤立対策の基本方針 ※基本方針の柱ごとに具体的施策(現状、課題、目標、対策)を掲載

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

① 孤独・孤立の実態把握

- ・ 孤独・孤立の実態把握、データや国際比較、学術研究の蓄積等を推進
- ・ 令和3年実態調査結果を踏まえ、「予防」の観点から施策を推進

② 支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信

- ・ 継続的・一元的な情報発信、各種支援施策につなぐワンストップの相談窓口、プッシュ型の情報発信等

③ 声を上げやすい・声をかけやすい環境整備

- ・ 「支援を求める声を上げることは良いこと」等の理解・機運を醸成し、当事者や周りの方が声を上げやすくなり支援制度を知ることができるよう、情報発信・広報・普及啓発、制度の検証、幼少期からの「共に生きる力」を育む教育や豊かな人間関係づくり、周りの方が当事者への気づきや対処をできるための環境整備を推進
- ・ 官民連携プラットフォーム分科会1の検討成果に沿って具体的取組を進める

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

① 相談支援体制の整備(電話・SNS相談の24時間対応の推進等)

- ・ 包括的な相談支援(各種相談支援制度等の連携)、多元的な相談支援(24時間対応の相談等)、発展的な相談支援(多様な人が関わり専門職も強みを発揮)を推進
- ・ 一元的な相談支援体制、相談と支援をつなぐ体制の本格実施に向けた環境整備に取り組む

② 人材育成等の支援

- ・ 孤独・孤立に係る相談支援に当たる人材の確保、育成及び資質の向上、相談支援に当たる人材への支援を推進

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

① 居場所の確保

- ・ 日常の様々な分野における緩やかな「つながり」を築けるような多様な各種の「居場所」づくりや「居場所」の「見える化」、市民の自主的な活動やボランティア活動を推進

② アウトリーチ型支援体制の構築

- ・ 当事者や家族等の意向・事情に配慮したアウトリーチ型の支援を推進

③ 保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進等

- ・ いわゆる「社会的処方」の活用、公的施設等を活用する取組や情報発信

④ 地域における包括的支援体制の推進

- ・ 地域の関係者が連携・協力し、分野横断的に当事者を中心に置いた包括的支援体制
- ・ 小学校区等の地域の実情に応じた単位で人と人との「つながり」を実感できる地域づくり、地域の関係者が孤独・孤立について理解を深めるための環境整備

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

① 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援

② NPO等との対話の推進

③ 連携の基盤となるプラットフォームの形成

- ・ 全国的なプラットフォームの活動を促進
- ・ 地方のプラットフォームの形成に向けた環境整備(「水平型連携」を目指す)
- ・ 官・民の取組の裾野を広げ、連携に参画する民の主体の多元化を図る
- ・ 民間企業が事業活動を通じて孤独・孤立対策の取組を行う形で連携に参画を推進

④ 行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

孤独・孤立対策の施策の推進

- 本計画は、今後重点的に取り組む孤独・孤立対策の具体的施策をとりまとめ、関係府省は、各施策の目標達成に向けて着実に取組を進める
- 政府の孤独・孤立対策は、本計画の基本理念・基本方針に基づき、関係府省及びNPO等が連携して幅広い具体的取組を総合的に実施
- 関係府省において、各々の所管施策に孤独・孤立対策の視点を組み入れ、事業の使いやすさの改善に努め、事業展開にさらなる検討を加えていく
- 特に、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動への支援については、当面、令和3年3月の緊急支援策で実施した規模・内容について、強化・拡充等を検討しつつ、各年度継続的に支援を行っていく
- 実態調査結果を踏まえ、また、データ分析を推進し、データや国際比較、学術研究も利活用して、毎年度、本計画の各施策の実施状況を評価・検証し、評価・検証の指標を検討。毎年度を基本としつつ必要に応じて計画全般の見直しを検討。これらは「孤独・孤立対策推進会議」「有識者会議」で審議等

孤独・孤立対策の重点計画

令和4年12月26日改定
孤独・孤立対策推進会議決定

I 孤独・孤立対策の基本的考え方等

1. 孤独・孤立対策の現状

(1) 我が国における孤独・孤立に関する状況

①新型コロナウイルス感染拡大前の状況

- 我が国においては、平成12(2000)年以降、グローバル化が進む中で、それまで定着していた終身雇用、年功賃金や新卒一括採用等に基づく日本型雇用慣行が変化し、パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者といった非正規雇用労働者が増加するなど、雇用環境が大きく変化してきた。

また、インターネットの普及等に伴う情報通信社会の急速な進展等により、国民の生活環境やライフスタイルは急速に変化してきた。

さらに、人口減少、少子高齢化、核家族化、未婚化・晩婚化、これらを背景とした単身世帯や単身高齢者の増加といった社会環境の劇的な変化が進み、地域社会を支える地縁・血縁といった人と人との関係性や「つながり」は希薄化の一途をたどってきた。

- このような雇用環境・生活環境や家族及び地域社会の変化は、雇用形態の多様化や所得格差の拡大等を背景として、職場内・家庭内・地域内において人々が関わり合いを持つことによって問題を共有しつつ相互に支え合う機会の減少をもたらし、人と人との「つながり」や人間関係を築くことが容易ではない社会になりつつある中で、人々が「生きづらさ」や孤独・孤立を感じざるを得ない状況を生む社会へと変化してきたと考えられる。

こうした状況は、例えば、国連の「世界幸福度報告」によると、近年、我が国は「社会的支援(困った時にいつでも頼れる友人や親戚はいるか)」など社会関係資本に関連する指標がG7の中で下位グループに位置していること等にも表れている。

②新型コロナウイルス感染拡大後の状況

- 令和2年1月に国内で最初の新型コロナウイルス感染者が確認され、緊急事態宣言の発出による飲食店等に対する休業要請や感染拡大防止対策、外出自粛要請が行われて以降、我が国における人々の生活は一変した。
- 例えば、緊急事態宣言の発出に伴う経済活動の停滞の影響により、休業者の増加だけでなく、それまで増加傾向であった就業者数は女性の非正規雇用労働者を中心に大幅に減少し、就業者の給与水準は減少傾向となった。それらの結果として、生活の困窮をはじ

めとした生活に関する様々な不安や悩みを抱える人が増え、相談支援機関への相談件数の増加等が生じることとなった。

- また、感染拡大防止措置の影響により、それまで行政機関や NPO 及び社会福祉法人等（以下「NPO 等」）が各地域で提供してきた、地域のこどもや高齢者等の交流・見守りや支え合いの場、あるいは相談支援を受ける機会等が失われたほか、それらの提供主体の側においても、直接や対面でのコミュニケーションを行いながら支援等が必要な人に対して支援等を行う従前の取組・活動について、休止や手法の変更等を余儀なくされることとなった。
- さらに、外出自粛の影響により、人々が自宅で家族とともに過ごす時間が増加したことは、家族の親密化をもたらす一方で、元々折り合いの良くなかった家族にとっては家族関係の悪化が生じ、閉塞感を感じる人が少なからず存在したことが見込まれる。
このことは、自殺者数は令和2年に総数で前年比 912 人増の2万 1,081 人（うち、女性は 7,026 人で前年比 935 人増、児童生徒は 499 人で前年比 100 人増で過去最多）となり 11 年ぶりに対前年比で増加したこと、DV 相談件数は令和2年度で 18 万 2,188 件（前年度比 6 万 2,912 件増）となったこと、児童相談所における児童虐待相談対応件数は令和2年度で 20 万 5,044 件（前年比 1 万 1,264 件増）となったこと、小・中学校における長期欠席者のうち不登校児童生徒は令和2年度で 19 万 6,127 人（前年度 18 万 1,272 人、前年度比 1 万 4,855 人増）となったこと等の要因の一つとも考えられる。
なお、令和3年の自殺者数は、総数では前年比 74 人減の2万 1,007 人となり、うち女性は 7,068 人で2年連続の増加、児童生徒は 473 人で過去2番目に多い状況となっている。また、令和3年度の DV 相談件数は 17 万 6,967 件で、前年度から 5,221 件減少しているものの、引き続き高水準で推移している。さらに、令和3年度の小・中学校の不登校児童生徒数は 24 万 4,940 人（前年度比 4 万 8,813 人増）で過去最多となっている。
- 我が国の社会生活を一変させた新型コロナウイルス感染拡大は、それまでの社会環境の変化等により孤独・孤立を感じやすくなっていた社会において内在していた孤独・孤立の問題を顕在化させ、あるいは一層深刻化させる契機になったと考えられる。

（2）政府の取組

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化することにより、孤独・孤立の問題がより一層深刻な社会問題となっていることを受けて、政府においては、令和3年2月に孤独・孤立対策担当大臣を指名して同大臣が司令塔となり、内閣官房に孤独・孤立対策担当室を立ち上げ、政府一丸となって孤独・孤立対策に取り組むこととした。

- 政府においては、令和3年3月以降、孤独・孤立対策担当大臣を議長とし、全省庁の副大臣で構成する「孤独・孤立対策に関する連絡調整会議」及び「孤独・孤立対策推進会議」を定期的開催し、政府全体として総合的な孤独・孤立対策を検討・推進している。
- 我が国では、今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中で、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念される。このため、今後、新型コロナウイルス感染拡大が収束したとしても、我が国の社会に内在する孤独・孤立の問題に対して、政府として必要な施策を不断に検討した上で着実に実施することが必要である。

2. 孤独・孤立対策の基本理念

(1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応

- 孤独・孤立は、人生のあらゆる場面において誰にでも起こり得るものであり、支援を求める声を上げることや人に頼ることは自分自身を守るために必要であって批判されるべきものではない。
また、孤独・孤立は、当事者¹個人の問題ではなく、社会環境の変化により当事者が孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったものである。孤独・孤立は当事者の自助努力に委ねられるべき問題ではなく、現に当事者が悩みを家族や知人に相談できない場合があることも踏まえると、孤独・孤立は社会全体で対応しなければならない問題である。
- 「人間関係の貧困」とも言える孤独・孤立の状態は、「痛み」や「辛さ」を伴うものであり、心身の健康面への深刻な影響²や経済的な困窮等の影響も懸念されており、孤独・孤立は命に関わる問題であるとの認識が必要である。
- 一般に、「孤独」は主観的概念であり、ひとりぼっちと感じる精神的な状態を指し、寂しいことという感情を含めて用いられることがある³。他方、「孤立」は客観的概念であり、社会とのつながりや助けのない又は少ない状態を指す。
概念は異なるが相互に関連する「孤独」と「孤立」の問題としては、
 - ・ 社会とのつながりが少なく「孤立」しており、不安や悩み、寂しさを抱えて「孤独」である場合がある

¹ 孤独・孤立の問題を抱えている、あるいは孤独・孤立に至りやすいと現在一定程度認識されている当事者として、例えば、生活困窮状態の人、ひきこもりの状態にある人、メンタルヘルスの問題を抱える人、妊娠・出産期の女性、子育て期の親、ひとり親、新型コロナウイルス感染拡大に起因する不本意な退職や収入減など様々な困難や不安を抱える女性、DV等の被害者、子ども・若者、学生、不登校の児童生徒、中卒者や高校中退者で就労等をしていない人、独居高齢者、求職者、中高年者、社会的養護出身の人、非行・刑余者、薬物依存等を有する人、犯罪被害者、被災者、心身の障害あるいは発達障害等の障害のある人や難聴等の人、難病等の患者、外国人、在外邦人、ケアラー、LGBTQの方等が考えられる。ただし、孤独・孤立は誰にでも起こり得ることから、孤独・孤立対策はすべての国民が対象となる。

² 英国では、孤独は肥満や認知症、高血圧のリスクを高める等の健康被害をもたらす、社会的なつながりが弱いと1日15本の喫煙と同程度の健康への悪影響がある、社会的孤立は健康格差に影響を与えたとの研究がある。

³ 英国における「孤独」の定義は「交友関係の欠如や喪失という主観的で好ましくない感情。現在有する社会的関係の量や質と望んでいる社会的関係の量や質との間にミスマッチがある時に生じる。」とされている。

- ・ 社会とのつながりが一定程度あり「孤立」していないが、不安や悩み、寂しさを抱えて「孤独」である場合がある
- ・ 社会とのつながりが少なく「孤立」しているが、不安や悩み、寂しさを抱えていないため「孤独」でない場合もある（ただしその場合でも、家族など周りの方が困難を抱えている場合も想定される）

が考えられるが、孤独・孤立に関して当事者や家族等⁴が置かれる具体的な状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方・捉え方も人によって多様である。

- 多様な形がある孤独・孤立の問題については、孤独・孤立の一律の定義の下で所与の枠内で取り組むのではなく、孤独・孤立双方を一体として捉え、当事者や家族等の状況等に応じて多様なアプローチや手法により対応することが求められる。

また、社会からの孤立がセルフネグレクトや社会的排除を生むという「負の連鎖」を断ち切る観点からも取組を進めることが求められる。

一方、主観や感情に関わる「孤独」の問題への対応については、個人の内心に関わる点に留意しつつ、問題の状況に応じて必要な対応は当然行うことが求められる。

- 政府の孤独・孤立対策においては、以上に留意し、当事者や家族等が「望まない孤独」⁵及び「孤立」を対象として、その実態や当事者・家族等のニーズに応じた施策を有機的に連関させて取組を進める。

- 孤独・孤立対策においては、孤独・孤立の問題やそれらから生じ得るさらなる問題に至らないようにする「予防」の観点、すなわち孤独・孤立を生まない社会をどのようにつくるのが重要であるとともに、孤独・孤立に悩む状態に至っても可能な限り速やかに当事者の望む状態に戻れるように取り組むことが重要である。また、「予防」の観点からも当事者や家族等が支援を求める声を上げやすい社会にするためには、社会福祉や公的扶助に対する社会の理解が必要となる。

政府の孤独・孤立対策においては、以上に留意し、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、さらには「誰もが自己存在感・自己有用感を実感できるような社会」「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指して取り組むとともに、令和3年に行った孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果を踏まえた「予防」の観点からの施策を推進する。

- 政府においては、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果を踏まえて、また、孤独・孤立に関連するデータや国際比較、学術研究の利活用も進めて、本重点計画を含む施策の点検や評価を行い、施策を一層推進する。

⁴ 「家族等」には、例えば当事者の友人・知人が含まれる。

⁵ 以下、本重点計画で「孤独」と表記する場合は、「望まない孤独」のことを言う。なお、「望まない孤独」であるか否かの判断には慎重さが求められることに留意が必要である。

(2) 当事者や家族等の立場に立った施策の推進

- 人生のあらゆる場面において誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題は、人生のどの場面で発生したかや当事者の属性・生活環境等によって多様である。

また、孤独・孤立の問題を抱える当事者のニーズや生活の基盤をおく地域の実情等多様であるとともに、当事者の中には、同世代や同性による対応が望ましい場合もある⁶など、支援に当たって配慮すべき事情を抱える方も存在する。また、当事者の家族等が困難を抱えている場合も存在する。

- 政府の孤独・孤立対策においては、以上に留意し、まずは当事者の目線や立場に立って、孤独・孤立を生む要素が複合的に絡み合った困難な課題を含め、当事者一人ひとりのライフステージや属性・生活環境、多様なニーズや配慮すべき事情等を理解した上で、施策を推進する。また、その時々での当事者の目線や立場に立って、切れ目がなく息の長い、きめ細かな施策を推進する。

加えて、孤独・孤立の問題を抱える当事者の家族等も含めて支援する観点からの施策を推進する。

(3) 人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

- 人々に行動制限をもたらした新型コロナウイルス感染拡大のみならず、平成7(1995)年の阪神・淡路大震災や平成 23(2011)年の東日本大震災をはじめとして全国各地で発生した自然災害は、人と人との「つながり」の重要性を再認識させる契機となった。また、地域で失われた人と人との「つながり」を再構築するためには、関係行政機関(特に地方自治体)のみならず、NPO 等の民間法人の現場レベルでの取組や活動も必要かつ重要であることを再認識した。

- 現行の社会保障制度が現金給付や現物給付を中心とする中で、孤独・孤立の問題を抱える当事者や家族等の精神的な支援の充実も重要である。

政府の孤独・孤立対策においては、孤独・孤立の問題を抱える当事者や家族等が疎外を感じてしまうような関係や支援の場に形式的につなぐことでは十分でなく、当事者や家族等が相談できる誰かや信頼できる誰かと対等につながっているという形で人と人との「つながり」を実感できることが重要であり、このことは孤独・孤立の問題の解消にとどまらず、ウェルビーイング(Well-being、人の幸福感)の向上や社会関係資本の充実にも資するという考え方の下で、施策を推進する。また、日常生活の場である地域など社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、すべての人のために、広く多様な主体が関わりながら、人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で緩やかに築けるような社会環境づくりを目指す。

⁶ 例えば、若い世代からの相談に対して同世代の者が対応したり、女性からの相談に対して女性が対応したりすることが望ましい場合がある。

- 孤独・孤立の問題が顕在化する前の「予防」的な対応⁷、関連する分野や因果関係が多岐にわたる問題への対応、行政の施策や取組に積極的にアクセスしない者への対応は、行政による政策的な対処のみでは困難又はなじみづらい場合がある。このため、孤独・孤立対策は、行政と民間が連携して取り組むことが必要不可欠である。また、孤独・孤立の問題の「予防」の観点からは、社会福祉や公的扶助をはじめとする施策にアクセスしやすくすることも必要である。

地域によって社会資源の違いがある中で、孤独・孤立の問題を抱える当事者や家族等を支援するため、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果を活用しつつ、行政・民間の各種施策・取組（公的支援施策や関連する行政計画等、行政を補う民間の取組等）について、有機的な連携及び充実を図る。

支援者である関係行政機関（特に基礎自治体）において、既存の取組（例えば重層的支援体制整備事業）も活かして、縦割りの制度に横串を刺して分野横断的な対応が可能となる孤独・孤立対策の推進体制を整備した上で、すべての都道府県及び市区町村に設置されている社会福祉協議会や、地域運営組織等の住民組織とも協力しつつ、NPO等の民間法人との間で相互に密接な連携・協働を図ることにより、安定的・継続的に施策を展開する。

3. 孤独・孤立対策の基本方針

（1）孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

①孤独・孤立の実態把握

孤独・孤立対策における各種施策の効果的な実施、施策の実施状況の評価・検証、施策の在り方の検討、これらの実施に当たって必要となる関係者との情報共有に資するよう、孤独・孤立に関する実態の把握を推進する。併せて、孤独・孤立に関連するデータや国際比較、学術研究の蓄積・整備を推進する。

また、令和3年に行った孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果（社会環境の変化を背景とした、孤独感が高い人の割合が高い年代、孤独感が高い人の属性、孤独感に至る前に経験した出来事等）を踏まえ、令和4年に実施予定の実態調査の結果も用いた孤独・孤立に至る要因の分析を行うとともに、孤独・孤立の問題やそれらから生じ得るさらなる問題に至らないようにする「予防」の観点からの施策を推進する。

②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信

孤独・孤立の問題を抱える当事者や家族等へ孤独・孤立に関する支援の情報を網羅的かつタイムリーに届けられるよう、ポータルサイト・SNSによる継続的・一元的な情報発信、24時間対応の相談体制の整備、各種支援施策につながるワンストップの相談窓口（電

⁷ 例えば、乳幼児期や学齢期などライフステージに応じた「予防」的な対応が想定される。

話、SNS 等)の整備、プッシュ型の情報発信等により、孤独・孤立に関する情報へのアクセスの向上を推進する。

③声を上げやすい・声をかけやすい環境整備

孤独・孤立は、人生のあらゆる場面において誰にでも起こり得るものである。しかし実際には、孤独・孤立に至っていても「他人や制度に頼りたくない、迷惑をかけたくない」あるいは「他人に知られたくない」等の「ためらい」や「恥じらい」の感情により支援を受けていない方がいる。また、これまで「申請主義」を基本としてきた制度の下で「支援制度を知らない。自分が支援対象に該当するとは思わなかった。」等の理由により支援を受けていない方もいる。さらに、孤独・孤立に至っている当事者の家族等が困難を抱えている場合も存在する。

このため、孤独・孤立の問題を抱える当事者や家族等が支援を求める声を上げやすい、あるいは周りの方が気づきや対処をできる(声を聞ける・拾える、声をかけやすい)ような環境を整えることが求められる。

支援を求める声を上げること、人に頼ること、誰かに早く相談することは、良いことであり、自分自身を守るためにも社会や地域のためにも必要であり、この時代には当然である。こうしたことを含め、孤独・孤立や「共に生きる」について国民一人ひとりの理解・意識や機運を社会全体で醸成して高めていけるよう、また、当事者や周りの方が支援を求める声を上げやすくなるとともに広く支援制度を知ることができるよう、情報発信・広報及び普及啓発、制度の検証、幼少期からの「共に生きる力」を育む教育⁸や豊かな人間関係づくり⁹、周りの方が当事者への気づきや対処をできるようにするための環境整備を推進する。さらに、アウトリーチ型支援を含めた当事者への働きかけや「伴走型」の支援を推進する。これらの推進に当たっては、令和3年に行った孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果を活用しつつ、孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会1の検討成果(令和4年10月7日)に沿って具体的な取組を進める。

(2)状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備(電話・SNS 相談の24時間対応の推進等)

孤独・孤立の問題を抱える当事者や家族等が、一人ひとりの多様な事情やニーズ等の状況に合わせて、切れ目がなく、息の長い、きめ細かな相談支援を受けられるよう、全国において、各種相談支援制度の有機的な連携や各相談支援機関の対等な連携による包括的な相談支援体制の整備をさらに推進するとともに、電話・SNSのそれぞれの特性を踏まえた24時間対応の相談など多元的な相談支援体制の整備を推進する。

⁸ 「共に生きる力」を育む教育は、多様な人や地域と関わって多様な生き方を認め合うことを理解する体験、自他尊重のコミュニケーションスキルを育む機会、社会保障についてその活用方法を含めて知る機会、地域福祉を学ぶ機会などを、学校教育や社会教育などの場、学校教育と社会教育の協働の場で設けることを言う。

⁹ 学校教育、社会教育、家庭教育や地域コミュニティでのつながりなどを通じた人間関係づくりを言う。

また、当事者や家族等を取り巻く多様な人が関わりつつ専門職も強みを発揮する発展的な相談支援の体制整備を推進する。

さらに、ワンストップの相談窓口等の一元的な相談支援体制及び相談と支援をつなぐ体制の本格実施に向けた環境整備に取り組む。

②人材育成等の支援

孤独・孤立の問題を抱える当事者や家族等に対して、一人ひとりの相談時の心理的負担に留意しつつ多様な状況に即した充実した相談支援を行えるよう、関係機関において孤独・孤立に係る相談支援に当たる人材の確保(就労環境の改善を含む)、育成及び資質の向上を推進する。その際、孤独・孤立に関する知識や福祉・保健・教育等の複数の分野にわたる専門的知識を習得できるような工夫(複数分野の資格の取得を含む)も求められる。

また、相談支援に当たる人材の心理的負担の軽減に資するよう、相談支援に当たる人材への支援を推進する。

(3)見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①居場所の確保

日常生活環境において人と人との交流を目的として多様な「つながり」の場となる居場所の確保は、人生のライフステージの段階や属性に応じて孤独・孤立の問題を抱える当事者や家族等にとっては、身近な地域における人との「つながり」や自身の役割を持つ場となり、気軽に話や相談をし合ったり早期対応につなげたりする等の場にもなるとともに、地域コミュニティの形成・維持にも資するものである。このような日常の様々な分野における緩やかな「つながり」を築けるような多様な各種の「居場所」づくりや「居場所」の「見える化」及び担い手の増大を図る取組、市民による自主的な活動やボランティア活動を推進する。併せて、NPO 等が利用しやすい支援の在り方を検討する。

また、孤独・孤立対策においては、こうした各種の「つながり」の場づくりそのものを施策として評価するとともに、その効果的な運用を推進するものとし、これらに必要な方策を検討する。

②アウトリーチ型支援体制の構築

孤独・孤立の問題を抱えているが支援を求める声を上げることができない当事者や家族等に支援を確実に届けることができるよう、その意向や事情にも配慮したアウトリーチ型の支援を推進する。併せて、NPO 等が利用しやすい支援の在り方を検討する。

③保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進等

かかりつけ医等と医療保険者が協働し、医療保険の加入者の健康面や社会生活面の課題について情報共有しながら、加入者の重症化予防に必要な栄養指導等の保健指導

の実施や地域社会で行っている相談援助等の活用を進めることで、加入者の健康面及び社会生活面の課題を解決するための取組(いわゆる「社会的処方」の活用)を推進する。

併せて、社会生活面の課題解決の観点や社会的・地域的課題への対応等の観点から公的施設等を活用する取組や情報発信を推進する。

④地域における包括的支援体制の推進

孤独・孤立の問題を抱えている、あるいは孤独・孤立に至りやすい当事者や家族等に対して、地域の専門職等による継続的支援及び必要時の緊急的支援、当事者自らが選択して自らの役割を見出せる場となる地域コミュニティへつなぐ支援(総合相談、ケース会議、就労支援、出所者支援等)やコミュニティ(職場・世帯)間移動の支援(転職支援、職業訓練、DV 被害者支援、若年女性支援等)等を行う各種制度での対応(前述の相談支援体制、居場所づくり、アウトリーチ型支援等を含む)を推進する。

また、地域の関係者¹⁰が連携・協力しつつ、福祉や保健と教育との連携(例えば、こどもが通う学校を起点・拠点として問題を早期に把握して地域での支援へつなぐ仕組み)、福祉と保健、医療、雇用・就労、子育て、住まいとの連携など各分野の取組を有機的に連携させて分野横断的に、当事者を中心に置いた包括的支援体制を推進する。併せて、そのような連携のもと、住まいのセーフティネットについて、その強化を含め在り方を検討する。

さらに、地域において当事者を包括的に支える支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業の活用をはじめ、小学校区や自治会等の地域の実情に応じた単位で人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを推進する。併せて、地域の関係者が孤独・孤立について理解を深めるための環境整備とともに、社会教育を通じて人と人との「つながり」を実感できる地域づくりも推進する。

(4)孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO 等の連携を強化する

①孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動へのきめ細かな支援

孤独・孤立対策の推進に当たって、孤独・孤立の問題を抱える当事者への支援を行う NPO 等は重要かつ必要不可欠であることから、孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動(人材育成を含む)に対して安定的・継続的にきめ細かな支援を行う。

②NPO 等との対話の推進

孤独・孤立対策が当事者や家族等のニーズ等に即してより効果的なものとなるよう、NPO 等との対話(現場の実態等に関する情報の共有、提言等の施策への反映)により、官・民一体で孤独・孤立対策の取組を推進する。

¹⁰ 保健・医療・福祉等の専門機関及び専門職、社会福祉法人、社会福祉協議会、学校及び教育関係者、NPO、住民組織、民生委員・児童委員、保護司、コミュニティソーシャルワーカー、ゲートキーパー(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人)、ボランティア等を言う。

また、NPO 等が当事者や家族等への支援を進めるに当たって必要な場合には、その意向にも配慮しつつ、個人情報の取扱い(NPO 等の支援先となる者の個人情報をその同意の下で行政とNPO 等が共有すること等)に関する先行事例等の情報について、NPO 等や地方自治体への提供・共有を行う。

③連携の基盤となるプラットフォームの形成

孤独・孤立の問題に対して NPO 等の支援機関単独では対応が困難な実態があることを踏まえ、民・民及び官・民・NPO 等の取組の連携強化の観点から、各種相談支援機関や NPO 等の連携の基盤となる全国的なプラットフォームの活動を促進することにより、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりや社会全体の機運の醸成を図りつつ、官・民一体で孤独・孤立対策の取組を推進する。

また、地方における連携の基盤となるプラットフォームの形成に向けた環境整備に取り組む。その際、国がモデル事例を地方自治体へ提示し、プラットフォームに参画する関係者が対等に相互につながる「水平型連携」を目指すものとする。

官・民の連携基盤の形成に当たっては、官・民それぞれの取組の裾野を広げるとともに、連携に参画する民の主体の多元化を図ることが重要であることに留意する。また、民間企業が事業活動を通じて孤独・孤立対策に資する取組を行う形で連携に参画することを推進する¹¹。

④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

孤独・孤立の問題への対応や官・民・NPO 等の連携を円滑に進める観点から、地方自治体(特に基礎自治体)における既存の取組も活かした孤独・孤立対策の推進体制(縦割りの制度に横串を刺して分野横断的な対応が可能となる体制)の整備を促進する。

また、都道府県と市区町村との連携・協力を含めた地方自治体における体制整備や、地域の実情に応じた施策の展開・底上げを支援するため、地方自治体に対し、政府の孤独・孤立対策に関する施策や先行事例・好事例等の情報に加えて、既存の取組の活用を含めて地方自治体における施策の推進に資する留意点等の情報の提供・共有を行う。

4. 孤独・孤立対策の施策の推進

- 本重点計画は、政府において、社会環境の変化に応じて長期的視点に立って孤独・孤立の問題に対処することとしつつ、今後重点的に取り組む孤独・孤立対策の具体的施策をとりまとめたものである。

関係府省は、本重点計画の各施策それぞれの目標の達成に向けて、着実に取組を進めることとする。

¹¹ 例えば、重層的支援体制整備事業(社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 106 条の 4)や消費者安全確保地域協議会(消費者安全法(平成 21 年法律第 50 号)第 11 条の 3)において、必要な情報の共有を行いつつ、民間企業が官・民の連携に参画することや、日常の事業活動を通じて地域住民の見守りに協力する民間企業が地方自治体における官・民の連携に参画することが考えられる。

- 政府の孤独・孤立対策は、本重点計画の基本理念及び基本方針に基づき、関係府省及び NPO 等が連携して幅広い具体的な取組を総合的に実施することとする。

また、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果、新たな知見及び関係者の意見等も踏まえて、関係府省において、各々の所管施策に本重点計画の基本理念・基本方針が示す孤独・孤立対策の視点を組み入れて、事業の使いやすさの改善に努めるとともに、事業展開にさらなる検討を加えていくこととする。

特に、孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動への支援については、当面、令和3年3月の緊急支援策で実施した規模・内容について、強化・拡充等を検討しつつ、各年度継続的に支援を行っていくこととする。

- 令和3年2月より政府として取り組んでいる孤独・孤立の問題については、今後、実態の把握や NPO 等の関係者との意見交換に加え、孤独・孤立に関連する学術研究も進展することが期待される。こうした状況を踏まえて、本重点計画についても不断に検討を行っていく必要がある。

こうした観点から、政府においては、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果を踏まえて、また、現場のデータを収集して利活用するための体制整備を検討しつつ孤独・孤立に関連するデータ分析を推進し、データや国際比較、学術研究も利活用して、毎年度、本重点計画の各施策の実施状況の評価・検証を行うとともに、評価・検証の指標について検討する。併せて、毎年度を基本としつつ必要に応じて、本重点計画全般の見直しの検討を行う。また、これらを行う際には、「孤独・孤立対策推進会議」及び「孤独・孤立対策の重点計画に関する有識者会議」における審議等を行うこととする。

(参考)孤独・孤立対策に関するこれまでの政府の主な取組

1. 関係予算による各種施策の推進

- 令和3年3月、孤独・孤立対策に取り組む幅広い分野の NPO 等を対象とした緊急支援策を、関係府省と連携してとりまとめた。具体的には、①生活支援等・自殺防止対策、②フードバンク支援・こども食堂等への食材提供に係る補助、③子供の居場所づくり、④女性に寄り添った相談支援、⑤住まいの支援に取り組む NPO 等への支援を行う内容となっている。
また、同年3月には、緊急支援策に盛り込まれた、女性の相談支援、子供の居場所づくり事業を活用した「生理の貧困」への対応を公表した。
- 令和4年度予算及び令和3年度補正予算において、「16 か月予算」の考えのもと、支援対象やスキームの拡充強化を図りながら、孤独・孤立対策に取り組む NPO 等に対して安定的・継続的に支援を行うこととした。
- 令和4年4月には、原油価格・物価高騰等総合緊急対策により、コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等の支援を目的として、孤独・孤立対策に取り組む NPO 等への支援の拡充等を行うこととした。
また、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの推進、関係団体が連携して統一的に 24 時間相談を受け付ける窓口体制(孤独・孤立相談ダイヤル)の推進、孤独・孤立対策ホームページの充実・強化を行うこととした。
- 令和4年 10 月には、物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策により、孤独・孤立対策に取り組む NPO 等への支援策に加え、地域における孤独・孤立対策のモデル構築、孤独・孤立相談ダイヤルの施行、声を上げやすい社会の実現に向けた広報の強化を行うこととした。

2. 孤独・孤立に関するフォーラムの開催

- 令和3年2月には、「孤独・孤立を防ぎ、不安に寄り添い、つながるための緊急フォーラム」を総理大臣主催で開催した。NPO 等の 10 名の方々にご参加いただき、新型コロナウイルス感染防止に配慮した形でつながりの活動を展開することが大切であることや、悩んでいる方に向けて、様々な支援策があり、悩みを相談してほしいことなどをメッセージとして発出した。
- 令和3年6月から 11 月にかけて、孤独・孤立に関する現場において実際に支援活動に取り組んでいる NPO 等の方々から直接ご意見を聞き、政策立案に活かすことを目的とした「孤独・孤立に関するフォーラム」を計 10 回開催(うち3回は地方で開催)した。

3. 孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの推進

- 令和3年9月には、全国的にNPO等支援を行う中間支援団体、分野ごとの全国団体等15団体が集まり、プラットフォームの検討を始めるための第1回準備会合を開催した。その後、2回の準備会合を開催して規約案等のプラットフォームの体制について議論し、同年2月に孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを設立した。
- 孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにおいては、孤独・孤立に係る課題等についてテーマごとに分科会を設け、現状や課題の共有、対応策等を議論している。現在、①「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方、②きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政(国・地方)・民間・NPO等の役割の在り方、③相談支援に係る実務的な相互連携の在り方について議論する分科会1～3が設けられている。
分科会1の検討成果及び分科会2の中間整理のポイントは、以下のとおりである。

①分科会1の検討成果(令和4年10月7日)

令和3年に行った孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果を踏まえ、3つの視点から、課題と対応策を検討した。

(制度を知らない層)

- ・ 当事者や家族に必要な情報が届くようにする必要がある、制度や情報に触れる機会を増やす必要がある。
- ・ 「プッシュ型」「アウトリーチ型」で支援情報を届け、予防的な関わりを強化する(例:転入・転出、母子健康手帳の交付時等のアプローチで情報提供等)。孤独・孤立対策強化月間・週間等を設定する。等

(制度は知っているが相談できない層)

- ・ 支援を受ける手続き等をわかりやすくすることで、相談へのハードルを下げる。遠慮や我慢をなくすこと等で、相談できる社会環境をつくる。
- ・ 制度申請の簡易化やオンライン化等により、手続きの負担感を減らす。制度の活用は権利であることの認識を周知する。行政と民間団体が連携を進める。等

(相談者(相談を受ける人)になりうる層)

- ・ 社会的理解や関心を高めたり、関われるタイミングやきっかけをつくることや、相談者になることをためらう人の弊害をなくす。
- ・ 身近な実践者の事例を紹介する。「認知症サポーター養成事業」のような仕組みを設ける。既存の取組を推進し、ゲートキーパーの更なる養成・支援の充実を行う。等

(その他)

- ・ 地方版官民連携プラットフォームを活用した好事例の構築を図り、全国への普及を進める。等

②分科会2の中間整理(令和4年 11 月9日)

- ・ 孤独・孤立対策においては、「課題解決型の支援」と「つながり続けること」を両立させることがセーフティネットの構築であると捉えるべき。

セーフティネットが機能する場面については、孤独・孤立対策において、「緊急時対応」のみならず、「日常生活環境における対応」が、予防や早期対応の観点からも重要。

この部分に広く網をかけた取組を進めていくことは、「緊急時対応」を中心とした他分野・他施策の基盤の強化にもつながる。

- ・ 孤独・孤立対策においては、「日常生活環境における対応」として、当事者を含め広く多様な主体が関われるようにし、人とのつながりや信頼が醸成され、全体としてセーフティネットが形成されていくような「豊かな地域づくり」を進めていくことが重要。

4. 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの推進

- 長引くコロナ禍や物価高騰等により高まる支援ニーズに対応するため、実情の異なるいくつかの地域におけるプラットフォームの整備を国が後押しすることで、連携強化を迅速に実現していくと同時に、地域の実情に応じた効果的な連携の進め方のモデルを開発し、連携基盤の全国への波及を進めることとしている。

令和4年度は、都道府県・政令指定都市 12 団体、政令指定都市を除く市区町村 17 団体の合計 29 団体が、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの推進に取り組むこととしている。

5. 孤独・孤立相談ダイヤルの試行

- 相談窓口へのアクセスの容易化や相談ニーズへの迅速な対応のため、NPO など関係団体が連携し、関係省庁、電気通信事業者、地方自治体、警察、自立相談支援機関等の協力を得て、統一的に 24 時間相談を受け付ける窓口体制である「孤独・孤立相談ダイヤル」や相談と支援をつなぐ連携の強化の試行を行っている。

この取組は、悩みを抱える相談者が「#9999」に電話し、音声ガイダンスにより分野を選択し、分野ごとの相談窓口につなげ、必要な場合に地域の支援団体へ連絡する仕組みとしている。これまで、令和4年7月7日～14 日、8月 30 日～9月6日、12 月1日に試行を実施した。

6. 情報発信の充実

- 孤独・孤立で悩んでいる方向けに、孤独・孤立に関する各種支援制度や相談先を一元化して情報発信するホームページを作成し、チャットボット（自動応答システム）により、相談者を適切な支援制度や相談先へご案内している。18 歳以下向けのホームページを令和3年8月に先行公開した後、一般向けのホームページを同年 11 月に公開した。
- 令和4年2月～6月には、「あなたはひとりじゃない～声をあげよう、声をかけよう」キャンペーンを開催した。「孤独・孤立は誰にでも起こりうることであり、それについて話してもいい」という認識を広げ、声を上げやすい環境とともに、周囲の方々も声をかけ、受け止めることのできる社会認識を醸成するため、「ひとりじゃないカフェ」（孤独・孤立対策担当大臣がゲストを迎え、孤独の体験について語り合うオンライン番組）など、様々なイベント等を行った。

7. 海外との連携・国際的理解の増進

- 令和3年6月の日英の孤独担当大臣会合の開催及び共同メッセージの公表、同年7月の孤独・孤立対策担当大臣と欧州委員会副委員長との会談及び共同発表、令和4年6月の「孤独・孤立対策に関する駐日大使会合」の開催など、孤独・孤立対策に関する海外との情報共有や国際的理解の増進等のための取組を行った。

8. 孤独・孤立対策の重点計画

- 令和3年 12 月、孤独・孤立対策の基本理念、基本方針、具体的施策等を記載した「孤独・孤立対策の重点計画」を策定した。重点計画は、「孤独・孤立対策の重点計画に関する有識者会議」における意見聴取等を経て策定し、同月に孤独・孤立対策推進会議で決定した。

9. 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査

- 令和3年 12 月には、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査として、「人々のつながりに関する基礎調査」を実施し、令和4年4月に調査結果を公表した。
- 調査結果によると、直接質問で、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は 4.5%であった一方で、孤独感が「決してない」と回答した人の割合は 23.7%であり、残りの約8割の人には程度の差はあるが孤独感があることがうかがえた。また、間接質問（孤独という主観的な感情を間接的な質問により数値的に測定する「UCLA 孤独感尺度」に基づく質問）では、孤独感スコア（最低点3点～最高点 12 点）でみると、10～12 点の人の割合は 6.3%、3点の人の割合は 18.5%となっている。年齢階級別で見ると、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人や孤独感スコアが 10～12 点の人の割合は、いずれも 20 歳代～30 歳代で高くなっている。

孤立については、社会的交流（家族・友人等との交流）、社会参加（PTA 活動、ボランティア活動、スポーツ・趣味等の人と交流する活動への参加）、社会的サポート（他者からの支

援、他者への手助け)の状況から社会的孤立の状況を把握した。例えば、社会的交流については「同居していない家族や友人たちと直接会って話すことが全くない」人の割合が11.2%であり、社会参加については「特に参加していない」人の割合が53.2%であった。

- 令和3年に行った孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果を有識者が分析したところ、その主な内容は以下のとおりであった。

①現在の孤独感に至る前に経験した出来事

- ・ 孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人と「時々ある」と回答した人との差を見ると、10%ポイント以上の差があるのは、「人間関係による重大なトラブル(いじめ・ハラスメント等を含む)」、「生活困窮・貧困」であり、10%ポイント程度の差があるのは「心身の重大なトラブル(病気・怪我等)であった。これらは、個々人、人間関係、経済のトラブルと言い換えられる。
- ・ 5%ポイント以上の差があるのは、「一人暮らし」、「転校・転職・離職・退職(失業を除く)」、「失業・休職・退学・休学(中退・不登校を含む)」、「家族間の重大なトラブル(家庭内別居・DV・虐待を含む)」、「金銭による重大なトラブル」であった。孤独感が「しばしばある・常にある」人は、意図的もしくは不本意な所属の移動、家族のトラブル、金銭のトラブルを抱えている人が多い。一人暮らしはこれらのイベントと関連すると考えられる。

②支援を受けない理由

- ・ 孤独感が「時々ある」、「しばしばある・常にある」と回答し、支援を受けていない人のうち、「支援が必要ではないため」と回答した人は、それぞれ76.2%と61.3%であった。これは、孤独感が「時々ある」、「しばしばある・常にある」と回答し、支援を受けていない人のうち、前者は約25%、後者は約40%が、支援を必要としているが支援を受けられていないことを意味する
- ・ 支援を受けない理由として、「支援の受け方がわからないため」、「支援が必要だが、我慢できる程度であるため」、「支援を受けるための手続きが面倒であるため」が挙げられることから、孤独で支援を求めている一定数の人は、支援の受け方が分からない、受けたいけれど我慢する、手続きが面倒という理由で支援を受けていないことが分かる。

③相談相手の有無

- ・ 性別については、男性が12.1%、女性が5.0%、相談する相手がいない。従来の研究と同様に、男性に孤立の傾向が見られる。
- ・ 年代別については、30歳代から50歳代で相談相手のいない人が多い。これまで孤立については高齢者が問題視されてきた。本調査では、孤独感と同様に、中年層の孤立の傾向が明らかになった。
- ・ 世帯収入については、100万円未満、100～199万円で孤立の傾向が見られる。
- ・ 就業形態については、「仕事をしていない(求職中)」の人、「派遣社員」、「契約社員・嘱託」の人に孤立の傾向が見られる。

④相談相手の内訳

- ・ 相談相手は、家族・親族と友人・知人にほぼ集約される。未婚化の進展により、家族・親族のサポート力は徐々に落ちていくと考えられる。
- ・ 友人・知人は、10 歳代・20 歳代の若年時にあげる人が多く、中年にさしかかるにつれて緩やかに減っていく。また、女性よりも男性の方が友人・知人のネットワークは薄い。
- ・ 家族・親族は、若年層であげる人が少なく、中高年層の多くの人があげている。
- ・ 仕事・学校関係者は、現役世代に当たる 20 歳代から 50 歳代までに多く見られる。自治会・町内会・近所の方は、60 歳代以降があげるようになっている。つまり、仕事関係から地域関係への転換が見られる。とは言え、自治会・町内会・近所の人をあげるのは 80 歳代でも 12～13%で、地域とのつながりはあまり活用されていないのが実情である。

⑤相談相手と孤独感等の関係

- ・ 孤独感の強い人、健康状態の悪い人、外出しない人は、相談相手のいない人が多い。
- ・ 相談相手がいらない人の孤独感が高い。相談先を1つでも持てば孤独感はかなり改善される。相談相手を3つ以上確保している人は、相談相手が1つだけの人より、孤独感が「決してない」人が多く、孤独感を「しばしば」「常に」「時々」「たまに」感じる人が少ない。

⑥他者への手助け

- ・ 10 歳代、20 歳代の若い世代は、他者に手助けをしている人、最近までしていた人が多い。
- ・ 性別では女性の方が、同居人の有無では同居人のいる人の方が、他者への手助けを行っている人が多い。
- ・ 相談相手がいる人は、他者への手助けをしている人が多い。

孤独・孤立対策の今後の更なる推進方策について

1. 背景

- 単身世帯や高齢者世帯の増加により、今後も孤独・孤立の問題の更なる深刻化が懸念される中、孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進体制を整備することが必要。
- 政府においては、これまで内閣官房の所掌の範囲内において、対策を進める上での基礎となる体制や政策基盤の整備を行ってきたところ。今後は、現在の試行又はモデル開発の段階から本格実施の段階へ進めていくことが必要。
- こうしたことを踏まえ、内閣官房において、総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するための基盤となる法の整備について検討中。

2. 法案の概要

○ 趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部（仮称）の設置等について定める。

○ 骨子案

①基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ・社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ること
- ・当事者等の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること
- ・当事者等が自らの意思によって社会や他者との関わりを持つことにより日常生活等を円滑に営むことができるようになるため、必要な支援が行われること

②関係者の責務等

- ・国は、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関する施策を策定、実施する責務を有する。
- ・地方公共団体は、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の

地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定、実施する責務を有する。

- ・国民は、当事者に対する関心と理解を深めるとともに、国・地方公共団体が実施する孤独・孤立対策に関する施策に協力するよう努める。
- ・関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民）は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

③基本的な施策

- ・孤独・孤立対策の重点計画の作成、地方公共団体及び当事者や家族等への支援を行う者に対する支援、実態に関する調査研究の推進【国】
- ・国民の理解増進、相談支援、関係者の連携・協働の促進、人材の確保・養成・資質向上【国及び地方公共団体】
- ・

④推進体制

- ・内閣府に孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- ・地方公共団体は孤独・孤立対策地域協議会（関係機関等で構成され支援内容等に関する協議を行う）を置くよう努める。
- ・協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会の構成機関等のうちから一の機関又は団体を調整機関として指定することができる。調整機関は、必要な支援が適切に行われるよう構成機関等相互の連絡調整を行う。
- ・協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。